

# 横向きページはA3 印刷設定で印刷して下さい

## 「公共工事等における新技術活用システム」の申請マニュアル（案）

### 【目次】

1. はじめに	1
2. 新技術活用システムにおける申請	3
3. NETIS 登録申請	6
3.1 必要な申請書類及び提出先	6
3.2 申請書類の記入方法	7
3.2.1 申請の流れ	7
(1) 新規登録	7
(2) 変更・更新	8
(3) 技術の改善	8
3.2.2 申請書類の記入方法	10
(1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録申請（様式1）	10
(2) 技術概要説明資料（様式2）	12
(3) 技術詳細説明資料（様式3）	22
(4) 比較表（様式4）	27
(5) NETIS 掲載情報の更新・変更申請書（様式 I-15）	29
(6) NETIS 掲載情報の改善技術申請書（様式 I-16）	30
4. 試行の申請	31
4.1 必要な申請書類及び提出先	31
4.2 申請書類の記入方法	32
4.2.1 申請の流れ	32
(1) 施工者希望型	32
(2) 試行申請型（請負契約締結後提案）	33
(3) 試行申請型（NETIS 申請者の場合）	34
4.2.2 申請書類の記入方法	35
(1) 試行申請書（様式 I-7）	35
(2) 試行希望調書（様式 I-8）	35
5. NETIS 登録抹消の申請	38
5.1 必要な申請書類、提出先、及び申請書類の記入方法	38
■申請・相談窓口一覧	39

新技術活用システムにおける申請  
3ページ

NETIS 登録申請  
6～30ページ

試行の申請  
NETIS 登録抹消の申請  
31～38ページ

申請・相談窓口一覧  
39～42ページ

## 1. はじめに

### ■ 「公共工事等における新技術活用システム」の概要

「公共工事等における新技術活用システム」とは、民間事業者等により開発された有用な新技術を公共工事等において積極的に活用していくためのシステムのことで、新技術情報提供システム(NETIS)の収集と共有化、直轄工事等での試行および活用導入の手続き、効果の検証・評価、さらなる改良と技術開発という一連の流れを体系化したものです。

### NETIS 登録から事後評価までの流れ

#### ①NETIS 登録

技術開発者から登録申請のあった新技術は、NETIS(申請情報)に掲載されます。

#### ②事前審査

「試行申請型」、「フィールド提供型」及び「テーマ設定型(技術公募)」の場合又は発注事務所からの依頼があった場合に、「技術の成立性や直轄工事等における活用の妥当性」を産・学・官で構成される新技術活用評価会議にて審査します。その結果(事前審査結果)は、NETIS に掲載されます。

#### ③活用

直轄工事等において新技術を活用します。

#### ④事後評価

新技術活用評価会議にて活用調査等の結果に基づき、当該技術の優位性、安定性、現場適用性技術特性を総合的に評価します。

#### ⑤NETIS(評価情報)への登録

事後評価結果を NETIS(評価情報)へ掲載します。

### ■ 申請マニュアルの目的

本マニュアルでは、NETIS への各種登録方法や民間事業者による NETIS 登録技術の活用を行う際の申請方法について示します。

#### 【用語の定義】

- \* 新技術: 技術の成立性(論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国が定める基準等を満たすこと)が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共事業等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術(公共工事等において標準的に使用され、標準積算の対象となる技術)に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術のことです。
- \* 技術開発者: 技術を開発した民間事業者又は技術行使権原を有する者のことです。なお、海外の民間事業者が開発した技術については、日本国内に営業所が所在する技術行使権原を有する者としてします。
- \* NETIS(申請情報): 登録申請を受理した技術について、登録書類に記載されている技術的事項及び経済性に係る情報等の技術開発者の申請情報を掲載しています。
- \* NETIS(評価情報): NETIS(評価情報)には、新技術活用評価会議による事前審査、事後評価結果に関する情報等を掲載します。
- \* 試行申請型: NETIS 登録技術のうち NETIS 申請者から申請がなされた事後評価未実施技術を対象に、NETIS 申請者の申請に基づき、事後評価の結果を踏まえて活用を行う型のことです。
- \* 施工者希望型: 総合評価方式の入札契約手続きにおける技術提案に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用行う型又は入札契約後における技術提案申請に基づき、施工者が NETIS 登録技術の活用を行う型のことです。

\* 申請書の提出及び受理に関する詳しい事柄については、最寄りの申請・相談窓口にお問合せ下さい。なお、お問合せの前には、必ず技術事務所(港湾技術は技術調査事務所)のインターネットホームページ(巻末 P39～P42)をご覧くださいませようお願いします。

## ■ NETIS 掲載期間等について

《NETIS 掲載期間は以下のとおりです》

### ①NETIS(申請情報)

当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までとします。なお、NETIS(評価情報)に掲載されている技術については、上記にかかわらず NETIS(評価情報)への掲載期間中、NETIS(申請情報)における掲載も継続されます。

また、評価がされない場合は上記、5年経過をもって掲載を終了します。

### ②NETIS(評価情報)

NETIS(評価情報)に掲載された日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までとします。

ただし、掲載期間中に当該技術について活用効果評価(事前審査結果のみは除く)が実施され、NETIS(評価情報)に反映された場合の期限は、NETIS(評価情報)に反映した日の翌年度の4月1日から起算して5年を経過した日までに変更されるものとします。なお、掲載期限が変更された場合においても、当該技術に対する掲載期限は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の4月1日から起算して 10 年を経過した日までを限度とし、上記ただし書きにかかわらず、その日をもって掲載を終了します。

評価会議により、継続調査等が不要と判断された技術の掲載期限は上記によらず、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年を経過した日までとします。

《既存の NETIS 登録技術の取り扱い》

- ・ 既存の申請情報: 同意書が提出された既存の NETIS 登録技術の NETIS への掲載期間は、従来の NETIS に登録した日から新システム実施要領で定める掲載期間までとします。

同意書の提出がない場合の掲載期間は従来の実施要領に従います。ただし、同意書の提出がない技術は、活用効果調査および事後評価は行ないません。

## 2. 新技術活用システムにおける申請

「公共工事等における新技術活用システム」の申請は、下記のように分類されます。

### (1) NETIS 登録申請

#### ① 新規登録

NETIS に新規登録する場合の申請です。登録が完了すると NETIS(申請情報)の画面にて一般公開されます。

#### ② 変更・更新

NETIS に登録済みの技術で、申請時に提出した資料内容(様式1~4)に変更や追加がある場合の申請です。但し、技術の内容(基本的理念等)そのものについては変更を行うことは出来ません。また、変更・更新を行っても NETIS 掲載期間は延長されません。

#### ③ 技術の改善

NETIS(評価情報)に掲載されている技術の安全性・耐久性等の技術的事項について、改善を行った場合の申請です。

#### ④ 既存NETISのNETIS登録技術の移行

平成26年4月1日以前にNETISに登録済みの技術で、平成26年4月1日からの「公共工事等における新技術活用システム」の運用に同意する場合の申請です。

### (2) 活用の申請

#### ① 施工者による活用申請

直轄工事等において、施工者側より新技術の活用を希望する場合の申請です。

#### ② NETIS申請者による活用申請

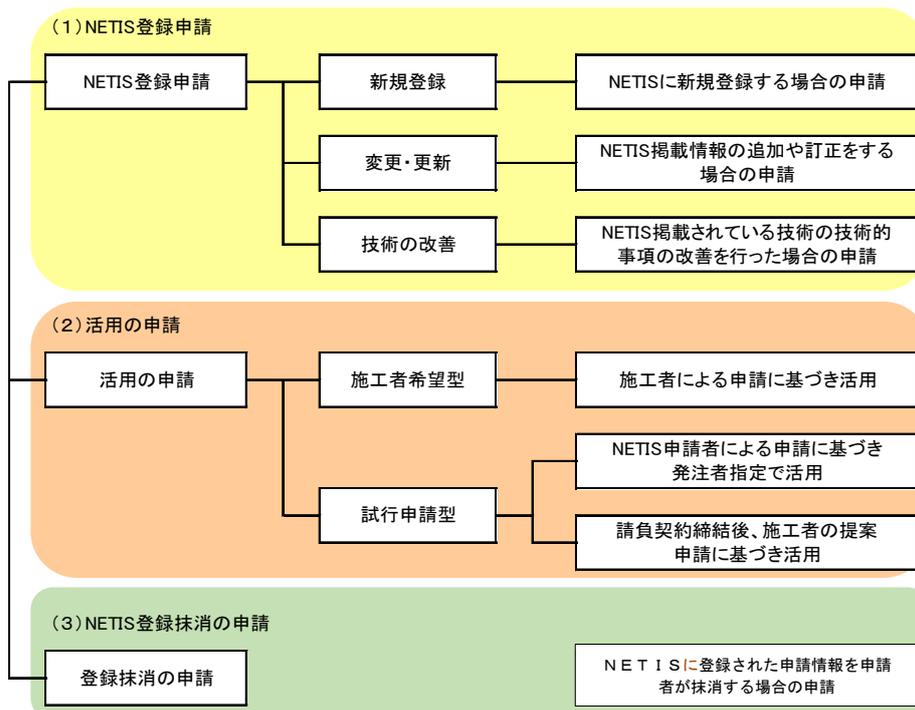
事後評価未実施技術を対象に、NETIS申請者の申請に応じて直轄工事現場にて活用を行う場合(これを「試行申請型」という)の申請です。

### (3) 事後評価の申請

NETIS 申請者が活用された新技術の事後評価を希望する場合の申請です。

### (4) NETIS 登録抹消の申請

既に NETIS に登録されている技術を抹消する場合の申請です。



# 申請フロー

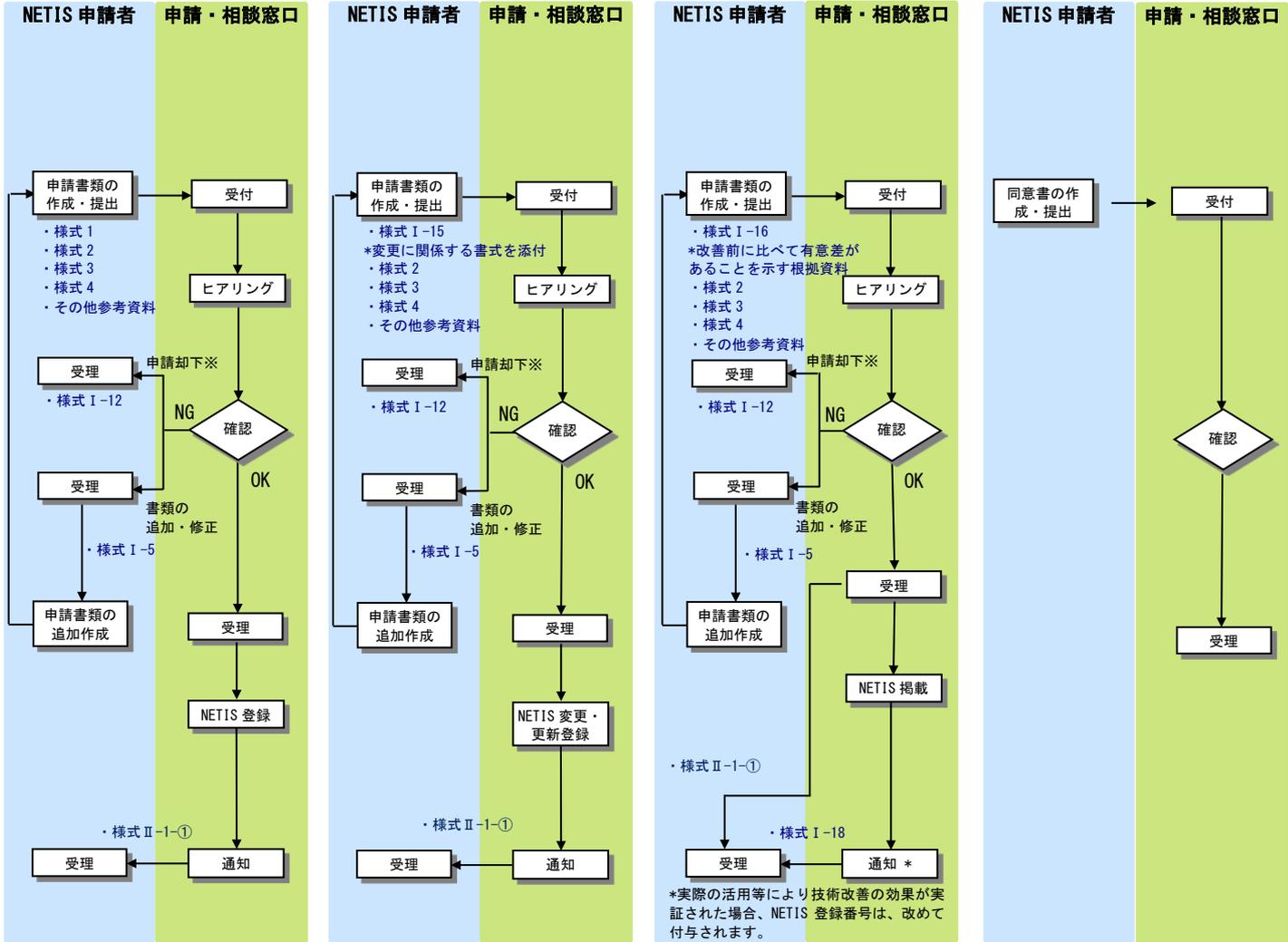
## (1) NETIS 登録申請

### ①新規登録

### ②変更・更新

### ③技術の改善

### ④既存NETISからの移行



- ・ 必要な申請書類及び提出先：P6
- ・ 申請の流れ：P7
- ・ 申請書類の記入方法：P10～P47

- ・ 必要な申請書類及び提出先：P6
- ・ 申請の流れ：P8
- ・ 申請書類の記入方法：P14～49

- ・ 必要な申請書類及び提出先：P6
- ・ 申請の流れ：P8
- ・ 申請書類の記入方法：P14～P47, P50～P51

- ・ 提出先：P6

- ＜＜申請に必要な書類＞＞
- ・ 様式 1: 新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書
  - ・ 様式 2: 技術概要説明資料
  - ・ 様式 3: 技術詳細説明資料
  - ・ 様式 4: 比較表
  - ・ その他参考資料

- ＜＜申請に必要な書類＞＞
- ・ 様式 I-15: NETIS 掲載情報の変更・更新申請書
  - ・ 様式 2: 技術概要説明資料
  - ・ 様式 3: 技術詳細説明資料
  - ・ 様式 4: 比較表
  - ・ その他参考資料

- ＜＜申請に必要な書類＞＞
- ・ 様式 I-16: NETIS 掲載情報の改善技術申請書
  - ・ 様式 2: 技術概要説明資料
  - ・ 様式 3: 技術詳細説明資料
  - ・ 様式 4: 比較表
  - ・ その他参考資料

- ＜＜申請に必要な書類＞＞
- ・ 様式 I-19: 実施規約 同意書

※申請された技術が既に登録済みの技術と内容が重複している場合、申請を却下することがあります。

(2) 活用の申請

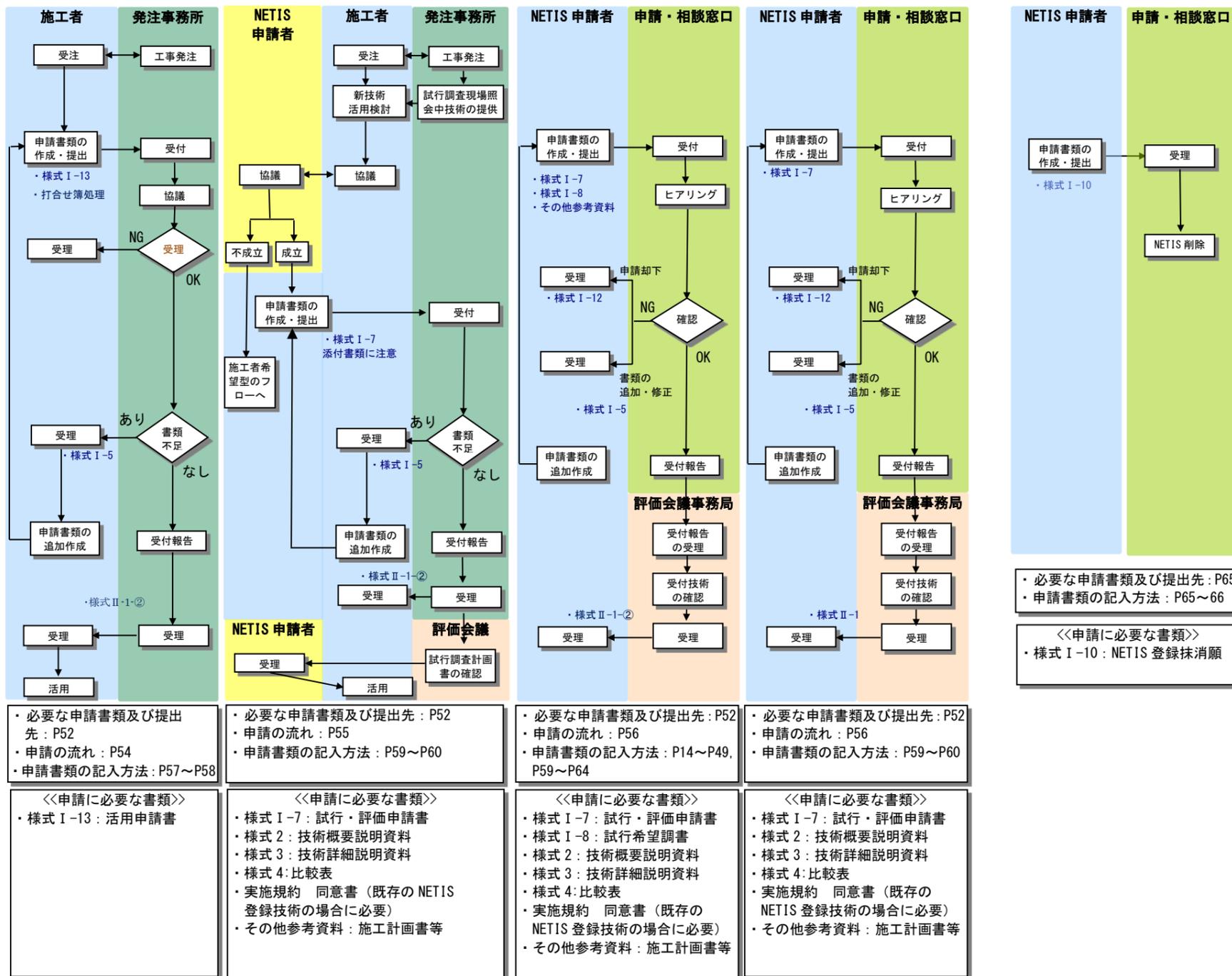
⑦事後評価のみの申請

(3) NETIS 登録抹消の申請

①施工者希望型

②-1 試行申請型(請負契約締結後提案)

②-2 試行申請型(NETIS申請者の場合)



### 3. NETIS 登録申請

#### 3.1 必要な申請書類及び提出先

新技術を NETIS 登録(①新規、②変更・更新、③技術の改善、④既存NETIS登録技術からの移行)する場  
合に必要な申請書類及び提出先は、以下のとおりです。

	①新規登録	②変更・更新	③技術の改善	④既存NETIS登録技術からの移行
【様式 1】新技術情報提供システム(NETIS)登録申請書	◎ 書面:1部	—	—	—
【様式 I-19】実施規約 同意書	—	—	—	◎ 書面:1部
【様式 I-15】NETIS 掲載情報の変更・更新申請書	—	◎ 書面:1部	—	—
【様式 I-16】NETIS 掲載情報の改善技術申請書	—	—	◎ 書面:1部	—
【様式 2】技術概要説明資料	◎ 書面:1部 電子データ:1式	○ 書面:1部 電子データ:1式	○ 書面:1部 電子データ:1式	○ 書面:1部 電子データ:1式
【様式 3】技術詳細説明資料				
【様式 4】比較表				
【その他参考資料】(様式自由)				

\* ◎: 必須 ○: 必要に応じて —: 不要

なお、①新規登録の提出先は、当該技術開発者の所在地域にある申請・受付窓口です。

②変更・更新、③技術の改善、④既存NETIS登録技術からの移行についての提出先は、登録申請した申請・受付窓口です

#### ◆新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書 (様式 1) <非公表>

NETIS掲載情報の位置づけ、取扱い及びNETIS登録技術に付随する責任や義務等を規定する実施規約へ同意した上で、NETIS登録の申請を行う書類です。技術概要説明資料(様式 2)、技術詳細説明資料(様式 3)、比較表(様式 4)、その他参考資料(様式自由)を添え提出して下さい。

・目的: 責任者名を明示し実施規約に同意した上で、新規登録の希望を申し出るため

・用途: 責任者、問い合わせ先の確認資料

\* 登録申請者と技術開発者が異なる場合、もしくは、技術開発者が複数の場合には、他の技術開発者等の同意を得ているか証明できる書類を添付してください。(様式任意)

#### ◆実施規約 同意書 (様式 I-19) <非公表>

平成 26 年 4 月 1 日改訂の新技術活用システムの実施規約について、申請者の同意を得るための書類です。

#### ◆技術概要説明資料 (様式 2) <公表対象>

発目的や活用効果等の技術の特徴とともに、活用等における留意点を記載して下さい。

・目的: 技術の概要等を広く公開するため

・用途: NETIS に掲載する資料

#### ◆技術詳細説明資料 (様式 3) <一部公表対象 (P34, P35 参照)>

技術の成立性を確認するための資料で、「経済性」、「安全性」、「耐久性」、「品質・出来形」、「施工性」、「環境」、「その他(自由設定)」等の評価項目に関し、活用等を想定する工事等の各種基準類に対する確認値等と従来技術との比較を記載して下さい。

・目的: 評価に関わる客観的データを確認するため

・用途: NETIS に掲載する資料、事前審査及び事後評価を行う場合の参考資料

#### ◆比較表 (様式 4) <非公表>

発注者が活用等を検討する際に、従来技術や類似技術(既存のNETIS登録技術)と比較検討するための参考資料とし、「経済性」、「工程・工期」、「品質」、「出来形」、「現場条件」、「設計条件」、「安全性」、「施工性」、「環境」、「その他(自由設定)」等を対比した比較表です。各評価項目及び総合評価について自己評価を行いその結果を記入して下さい。

・目的: 従来技術及び類似技術(既存のNETIS登録技術)と比較するため・用途: 事前審査、事後評価を行う場合の参考資料

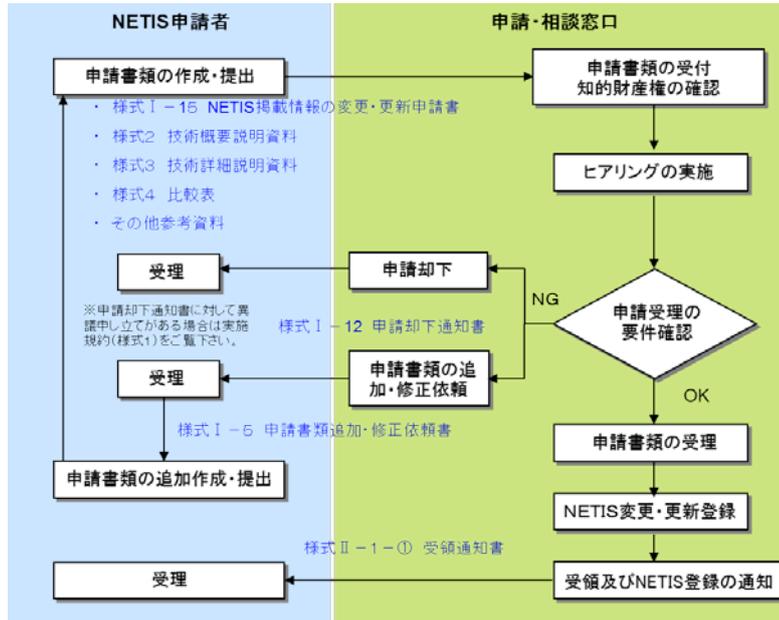


## (2) 変更・更新

NETIS 掲載情報の変更・更新の申請の流れは、以下のとおりです。

「様式 I - 15 NETIS 掲載情報の変更・更新申請書」の記入方法は、P48、P49 をご覧ください。

なお、変更・更新作業は登録申請した窓口で行ってください。

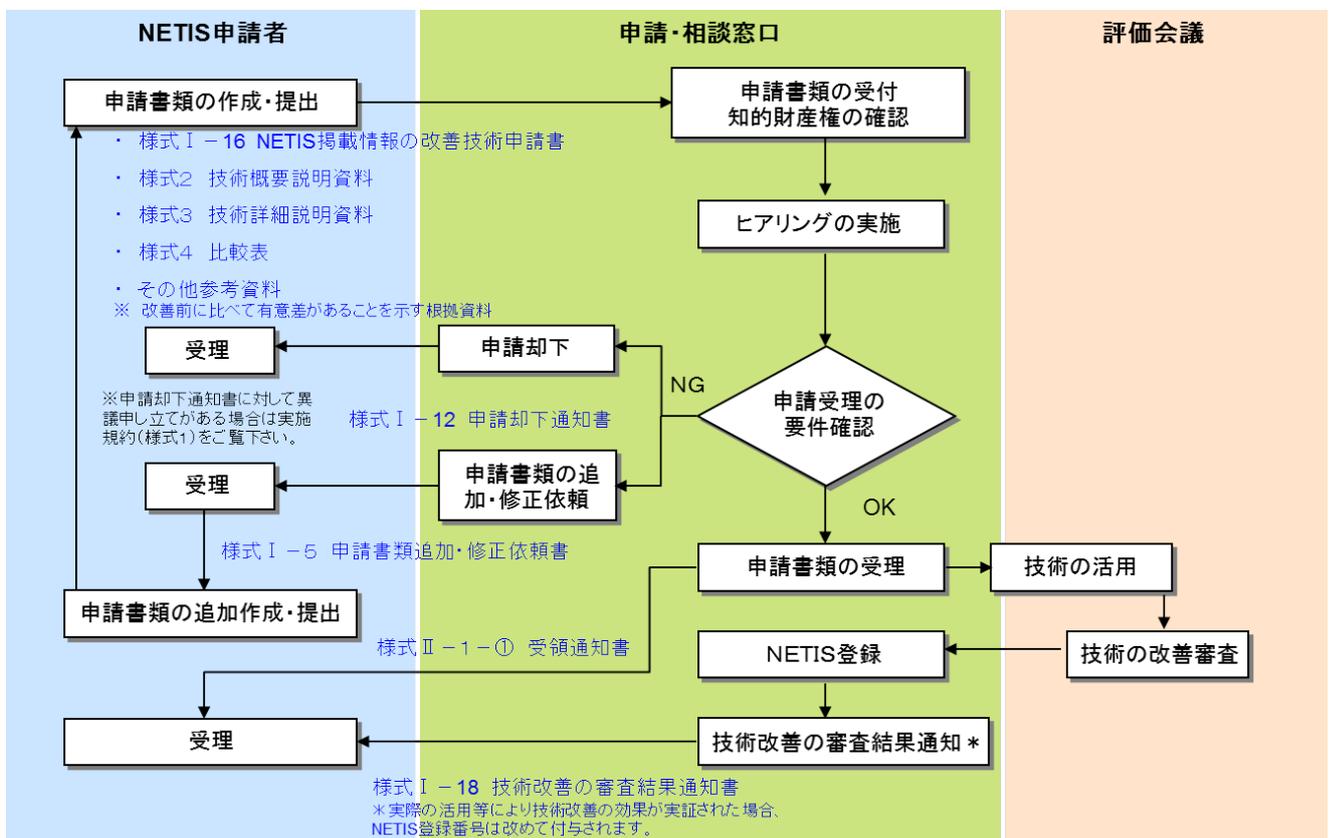


## (3) 技術の改善

技術開発者が NETIS (評価情報) に掲載されている技術の安全性・耐久性等の技術的事項について改善を行った場合の申請の流れは、以下のとおりです。改善後の技術が改善前と比べて有意差のあることを示す根拠書類を添えて申請窓口へ提出してください。

技術の改善が評価会議で認められた場合には、改善後の NETIS 掲載情報は、新規の申請として運用し、新たな申請情報が NETIS (申請情報) に掲載された日が「当初に NETIS に登録された日」となります。

「様式 I - 16 NETIS 掲載情報の改善技術申請書」の記入方法は、P50、P51 をご覧ください。



(4) 申請手続きの一時中止

申請者に対して申請窓口にて、申請書類の追加・修正等の作成アドバイスを行っても6ヶ月回答がない、もしくは修正する意思がないとみなされる場合は、申請者に対して申請を一時中止できるものとする。

(5) 既存のNETIS登録技術の移行

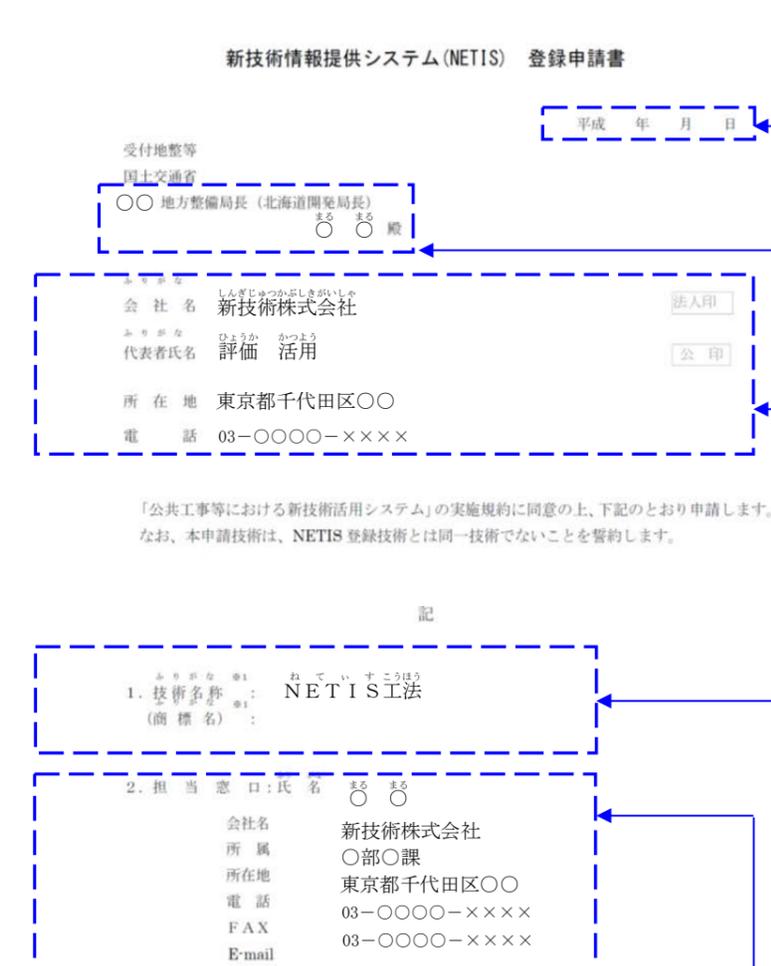
既存のNETIS登録技術に関しても、新実施要領による運用を行うためには様式I-19実施規約同意書が必要になります。

### 3.2.2 申請書類の記入方法

#### (1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書 (様式 1)

新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書 (様式 1) は、NETIS 掲載情報の位置づけ、取り扱い及び NETIS 登録技術に付随する責任や義務等を規定する実施規約への同意した上で、NETIS 登録の申請を行う書類であり、技術概要説明資料 (様式 2)、技術詳細説明資料 (様式 3)、比較表 (様式 4)、その他参考資料 (様式自由) を添えて原則として申請者の所在地の地域にある技術事務所等の相談窓口へ提出するものです。

・ インターネットホームページ (<http://www.netis.mlit.go.jp>、港湾技術は <http://www.ysk.nilim.go.jp/cals/>) から書式ファイルをダウンロードし、A3 両面印刷・記入して下さい。



**新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書**

平成 年 月 日

受付地整等  
国土交通省  
〇〇 地方整備局長 (北海道開発局長)

会社名 新技術株式会社  
代表者氏名 評価 活用  
所在地 東京都千代田区〇〇  
電話 03-〇〇〇〇-××××

「公共工事における新技術活用システム」の実施規約に同意の上、下記のとおり申請します。  
なお、本申請技術は、NETIS 登録技術とは同一技術でないことを誓約します。

記

1. 技術名称: NETIS 工法 (商標名)

2. 担当窓口氏名  
会社名 新技術株式会社  
所属 〇部〇課  
所在地 東京都千代田区〇〇  
電話 03-〇〇〇〇-××××

※ 1: 技術名称は、その技術の内容及び特色が容易に理解できるものとしてください。商標がある場合に記入してください。

#### 実施規約

この規約は、国土交通省の「公共工事における新技術活用システム (以下、「新技術活用システム」という。)) に申請する新技術 (以下、「申請技術」という。)) の運用に関して、NETIS 登録の申請を行う民間事業者 (以下、「NETIS 申請者」という。)) 及び直轄工事等への活用を行う民間事業者 (以下、「活用申請者」という。)) が、申請及び活用において、遵守及び了すべき事項等を定めたものである。NETIS 申請者及び活用申請者は、この規約に同意し履行することを確約し、申請書を提出するものとする。

**I 共通 (NETIS 申請者)**

- NETIS 申請者は、技術開発者 (技術を開発した民間事業者等又は技術行使権原を有する者 (当該技術についてそれを使用することができる正当な権原を有する事業者等) をいう。)) である。なお、海外の民間事業者が開発した技術にあっては、日本国内に営業所が所在する技術行使権原を有する者とする。)) であること。
- 「新技術」とは、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共工事等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同等以上の技術又は同等度以上と見込まれる技術をいう。
- 「技術の成立性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国が定める基準等を満足することをいう。
- 「実用化」とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。
- 「従来技術」とは、公共工事等において標準的に使用される技術等をいう。
- 「従来技術に比べ活用の効果が同等度」とは、技術的・経済的等の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているかまたは劣っているが、総合的な効果では従来技術と同一の度合いであると判定することをいう。

**(NETIS の位置付け)**

- NETIS に掲載する情報 (以下「NETIS 掲載情報」という。)) は、NETIS 申請者が提出する登録申請書類に記載されている技術的・経済的に関する情報等 (以下「申請情報」という。)) 及び国土交通省の直轄工事等における当該技術の活用に関する事前審査並びに活用を行った結果に基づき事後評価結果に関する情報等 (以下「評価情報」という。)) で構成するものである。
- NETIS 掲載情報は、当該技術に関する証明、認証その他何らかの技術の受けを行うものではなく、新技術活用に向けた参考情報であること。
- 申請情報は、技術開発者からの申請に基づく情報であり、その内容について、国土交通省及び地方整備局 (北海道は北海道開発局) (以下、「整備局等」という。)) が主催する新技術活用評価会議 (以下、「評価会議」という。)) が評価等を行っているものではないこと。また、申請情報の NETIS 掲載に伴う苦情、紛争等への対応は、NETIS 申請者が行うものであり、国土交通省は何らの責任も有しないこと。
- 評価情報は、当該技術の活用を行った結果に基づき評価を行ったものであり、個々の現場の条件その他により評価は変わらうものであること。
- 新技術の活用は、現場等の条件の適合性等による判断に応じて設計・工事担当者等がそれぞれ行うものであり、当該技術の活用の実施が保証されるものではないこと。
- 特許権等の知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。

**(申請書類等及び申請技術)**

- 技術開発者による NETIS への登録申請受付は、原則として当該技術開発者の所在地の地域にある技術事務所等に置く相談窓口において行うものとし、平日の勤務時間内において受け付けるものとする。
- NETIS 申請者は、複数の個人及び法人により申請する場合又は技術行使権原が複数のものがある場合は、申請技術に係る当事者の間の代表者とする。この場合、この規約に定めた NETIS 申請者に係る責任の全ては、代表する NETIS 申請者が負うこと。
- 申請技術に知的財産権等が設定され、その権利を有する者 (以下、「開発者」という。)) が NETIS 申請者と異なる場合、NETIS 申請者は開発者の申請に係る同意書を申請書類に添付すること。
- NETIS 申請者は、整備局等から NETIS 登録申請書類に係る追加資料等の提出やアラインの要請がある場合はその求めに応じること。申請窓口の求めに応じない NETIS 申請者からの登録申請については、受付を取り消すことができるものとする。
- NETIS 申請者は、NETIS 登録に係る申請書類及び追加資料 (以下、「NETIS 申請書類等」という。)) の記載内容について全ての責任を負うものとし、NETIS 申請書類等の作成並びに提出に係る費用は NETIS 申請者の負担とする。
- 整備局等は、申請技術の活用に伴う事項を運用する際に、その検討を委託した者に NETIS 申請書類等の内容を開示することができる。
- NETIS 申請者が提出する NETIS 申請書類等は、整理されない。また、提出された NETIS 申請書類は国土交通省の文書保存規程により保管され、第三者による情報開示請求の対象となる (個人情報を除く。))。
- NETIS 申請書類は、虚偽並びに違法性のないものでなければならない。また、申請技術は、他の技術に係る知的財産権等の権利を侵害するものであってはならない。
- 整備局等は、NETIS 申請書類の記載に不備が見つかった場合、相談窓口で受理した後であっても申請受理を取り消すことがある。
- 申請技術は、整備局等及び出先機関の事務所等が発注者となる工事等において、現場での条件の適合性等に関して NETIS 掲載情報に基づき判断し活用を行うことがある。この場合、発注者及び施工者 (当該工事等の受注者等) をいう。また、工事請負契約書上の受注者をいう。以下同じ) は、NETIS 上に公表された申請情報に施工管理及び品質管理に係る特別な記載がある場合を除き、発注者及び施工者が標準的に用いる施工及び品質等の管理手法が適用できるものとみなす。なお、申請技術の活用を行う工事等について、発注者と施工者が交わす請負契約書はこの規約に優先するものとする。
- NETIS 申請者は従来技術の認定に当たり、既存の NETIS 登録技術と NETIS 申請技術の比較対象とする従来技術を定め、申請窓口においてその妥当性を示す根拠資料を提出し、確認を受けなければならない。

**II 申請技術の活用**

- 新技術の活用は、「試行申請型」「発注者指定型」「施工者希望型」「フィールド提供型」「テーマ設定型 (技術公募)」の 5 つの型を基本として実施する。
- (試行申請型)**  
25. 試行申請型は、事後評価未実施技術 (事後評価を実施していない技術をいう。以下同じ) を対象に、NETIS 申請者の申請に基づき、事前審査等の結果を踏まえて活用を行う型 (発注者指定の場合) 又は請負契約締結後における施工者の技術提案申請に基づき、活用を行う型 (請負契約締結後提案の場合) をいう。対象とする技術は、NETIS 登録技術のうち、事後評価未実施技術 (か) 発生時の修繕が困難な技術等を除く) であって、活用効果評価により、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同等度以上と評価される見込みがある技術とする。なお、「試行申請型」で一度試行調査を実施した技術については、「試行申請型」の対象外とする。
- 評価会議は、事前審査を行うものとする。評価会議は、事前審査に当たり、申請情報等に基づき、安全性・耐久性等の技術的・経済的等の事項に関する確認を行う。評価会議 (依頼を受けた場合の独立行政法人土木研究所等の関係研究機関 (以下「関係研究機関」という。)) を含む) 又は評価会議事務局は、NETIS 申請者に評価会議への出席を求めることができる。評価会議 (依頼を受けた場合の関係研究機関を含む) は、技術的・経済的等の事項に関する確認に当たり、NETIS 申請者の同意を得て、以下の措置を行うことができる。また、以下の措置の実施に際して費用が発生した場合、NETIS 申請者に負担を求めることができる。  
① 技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的・経済的等の事項に関する追加の情報等を求めること  
② 技術開発者に対し、技術的・経済的等の事項に関する情報等を求めるためヒアリング等を実施すること  
③ 建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すること  
④ その他技術的・経済的等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと  
また、第三者機関 (36 項に規定する第三者機関をいう。)) による技術審査証明を受けている場合は、評価会議は、その内容に基づき事前審査を行うことができる。
- 整備局等は、事前審査の結果を NETIS 申請者に通知するものとする。また、整備局等は、事前審査の結果を NETIS (評価情報) に登録し、公表するものとする。
- 整備局等は、NETIS 申請者が申請する試行調査計画案に基づき試行調査計画を作成するものとする。試行調査計画には、試行調査を実施する工事等の規模・現地条件等の実施概要、試行調査時の調査項目・調査方法等の調査概要及び試行に当たっての留意点その他の必要な事項を記載するものとする。試行調査計画の調査項目等は、NETIS 申請者の希望等も勘案したうえで決めるものとする。
- 試行調査は、直轄工事等において技術的・経済的等の事項を確認するために試行調査であり、NETIS 申請者が試行調査計画に基づき実施する。試行調査に係る費用は、NETIS 申請者の負担とする。
- 発注事務所 (工事請負契約書上の発注者をいう。以下同じ) は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、試行調査の調査内容、調査方法等について、評価会議事務局を通じて関係研究機関の事前の確認を受けることができるものとする。
- 試行申請型 (請負契約締結後提案の場合) における活用の申請に際しては、施工者は NETIS 申請者と試行調査の実施等について協議を行うものとする。
- 試行申請型 (発注者指定の場合) において、発注事務所は、活用を行う工事等の発注に当たり、新技術を指定し、活用の実施に必要な費用を活用の実施工事等の工事費に計上するものとする。
- 活用の実施に必要な費用は、原則として活用を行う工事の実施箇所において標準的に使用される従来技術を用いた場合の標準積算額を上限とし、活用に当たり標準積算額を超える費用が生じる場合は、試行調査にかかるとみなし、NETIS 申請者の負担を原則とする。ただし、評価会議により両側の技術と見込まれた技術又は評価会議が従来技術に比べて優れた効果が認められれば標準積算額を超える費用負担について考慮すべきと判断した技術については、この限りではない。また、申請技術を用いることで標準積算額を下回る場合は適切な費用を計上する。
- 試行申請型 (請負契約締結後提案の場合) において、当該型による新技術活用が設計図書等で定められた事項に変更を伴う場合を除き、当初契約額の変更は行わない。
- 活用効果調査は、発注事務所、NETIS 申請者又は施工者それぞれが行うものとする。発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的・経済的等の事項に関する確認を依頼するものとする。なお、関係研究機関において確認を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、NETIS 申請者に負担とする。
- NETIS 申請者による活用効果調査に当たっては、信頼性の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等 (難度の高い技術等の場合は第三者機関をいう。)) の確認を受けることができるものとする。また、調査費用は、NETIS 申請者の負担とする。ここに、「第三者機関」とは、公共工事に関する技術の審査に精通する民法第 33 条をいう。「第三者機関等」とは、第三者機関及び当該技術分野に精通する大学の専門家等を含む。
- 整備局等は、事前審査で活用の実施と判断された技術 (以下「実施技術」という。)) について、NETIS 申請者の活用条件の希望等を踏まえて、発注事務所に対し試行調査を実施する現場の照会を行い、受け入れ可能な現場より試行調査現場を選定する。また、施工者に対し試行調査現場の対象となっている技術の周知を行う。なお、試行調査現場の照会期間は、掲載期間中までとし、その期間内に該当する試行調査現場が見つからない場合は、試行調査実施を中止するものとし、その旨を NETIS 申請者に通知する。
- NETIS 申請者は、発注者が活用工事等の設計図書の公示を行う前であれば、申請技術の活用中止を申し出ることができるものとするが、発注者が活用工事等の設計図書を公示した後は、活用申請者からの活用中止の申し出はできない。

**(発注者指定型)**

- 発注者指定型は、直轄工事等における現場ニーズや行政ニーズ等により必要となる NETIS 登録技術を対象に、直轄工事等における新技術の適用範囲と活用効果等の確認は有用な新技術の活用の促進を目的として、工事等の発注に当たって発注者が新技術指定型 (試行申請型) 又はフィールド提供型 (技術公募) に該当する場合を除く) をいう。
- 発注事務所は、指定する技術が事後評価未実施技術の場合は、技術の指定に先立ち、必要に応じて評価会議に対して事前審査を依頼することができるものとする。発注事務所又は評価会議 (依頼を受けた場合の関係研究機関を含む) は、技術的・経済的等の事項に関する確認に当たり、NETIS 申請者の同意を得て、26 項①～④の措置を行うことができる。また、26 項①～④の措置の実施に際して、費用が発生した場合、NETIS 申請者に負担を求めることができる。

**(施工者希望型)**

- 施工者希望型は、総合評価方式における技術提案に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用を行う型 (総合評価方式における技術提案の場合) 及び請負契約締結後における技術提案申請に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用を行う型 (請負契約締結後提案の場合) をいう。
- 施工者は、施工者希望型において申請技術又は NETIS 登録技術の活用を希望する場合、受注した工事等で申請技術の活用を行うことについて発注者の確認を得なければならない。また、発注者 (本官契約による工事の場合は総監理員とする。以下、「発注者」という場合は総監理員を含む) の確認を示す申請書類に添付すること。
- 施工者希望型において申請技術の活用を行う場合、発注者と施工者が交わす請負契約書等は、この規約に優先するものとする。
- 発注事務所又は評価会議 (依頼を受けた場合の関係研究機関を含む) は、技術的・経済的等の事項に関する確認に当たり、施工者の同意を得て、26 項①～④の措置を行うことができる。また、26 項①～④の措置の実施に際して、費用が発生した場合、施工者に負担を求めることができる。
- 活用効果調査は、活用を行う発注事務所、施工者それぞれが行うものとする。なお、36 項における活用効果調査及び活用効果評価の継続対象以外の新技術については、活用効果調査を行わないものとする。
- 発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的・経済的等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。なお、関係研究機関において確認を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、施工者の同意の上、施工者が評価会議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は施工者の負担とする。
- 施工者による活用効果調査に当たっては、活用を行う技術が事後評価未実施技術の場合は、信頼性の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等 (難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る) の確認を受けることができるものとし、その費用は施工者が負担するものとする。

・ 新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書 (様式 1) は必ず A3 で両面印刷し、二つ折りにして提出して下さい。  
・ 表裏 2 枚をのり付けしたもの、表裏 1 枚ずつのままのもの等で提出された場合は、受付できません。

・ 裏面の記載事項を確認の上、表面の記入および押印を行って下さい。  
・ 誤記等の記載ミスも虚偽記載として扱われる場合がありますので、慎重に記入して下さい。

・ 申請書を提出する年月日を記入して下さい。ただし、申請内容によって日付を変更して頂く場合もありますので、技術事務所にお問い合わせ下さい。

・ 申請書を提出する地方整備局等の名称と局長名を記入して下さい。

・ 法人印、公印は、所定の箇所に必ず押印して下さい。  
・ 会社名及び代表者名には、ふりがなを記入して下さい。  
・ 複数の会社によって開発された技術の場合は、「実施規約」に合意し、その内容に対して責任を担う「会社名」及び「代表者名」を記入して下さい。(他会社の同意を得ているか証明できる資料を添付)  
\* 法人印とは、企業が法人活動を行う際に使用されるものをいいます (例: 角印社名を刻したもので認印として用いられる印)。  
\* 公印とは、押印することにより、当該文書が真正であり、かつ効力を有することを承認するためのものをいいます。

・ 提出される新技術の工法名または製品名を正確に記入して下さい。  
・ 技術名称は、他の技術において、商標登録されていないか、既に NETIS に登録されていないかを確認して下さい。  
\* 商標名がある場合は記載して下さい。ない場合は「-」として下さい。

・ 担当窓口は、質問、追加資料の要請などへの対応調整等の窓口となる担当者を記入して下さい。  
・ 申請者が複数の場合は、主たる担当窓口を記入して下さい。

10

#### （フィールド提供型）

- フィールド提供型は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、具体的フィールドを想定して求める技術要件を明確にしたうえで、広く技術開発者から技術提案の募集を行い、NETIS 申請者から応募された NETIS 登録技術について審査・選考し、工事等の発注に当たって発注者が選考された新技術を指定することにより活用を行う型をいう。
- 整備局等は、現場ニーズ、行政ニーズを踏まえ、新技術の募集に係るテーマ及び条件等を検討し、技術募集テーマを設定する。整備局等は、設定された技術募集テーマに基づき、NETIS 申請者（NETIS 登録申請を同時に行う技術開発者を含む。本項において以下同じ。）から新技術提案の募集を行う。NETIS 申請者からの応募申請の受付は、募集時に定める方法により整備局等の受付窓口において行うものとする。整備局等が公募にあたり公示する応募資格及び活用並びに評価等に係る規定は、この規約に優先する。
- 評価会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、26 項①～④の措置を行うことができる。また、26 項①～④の事項に関する費用が発生した場合、NETIS 申請者に対し、同意を得たうえで、負担を求めることができる。
- 整備局等は、評価会議の技術選考等の結果を NETIS 申請者に通知するものとする。また、インターネット等により、評価会議の技術選考等の結果を公表するものとする。
- 整備局等は、原則として、NETIS 申請者が作成する試行調査計画原案に基づき試行調査計画を作成するものとする。試行調査計画には、提供するフィールドにおける活用工事等の規模・現地条件等の実施概要、活用時の調査項目・調査方法等の調査概要及び活用に当たっての留意点その他の必要な事項を記載するものとする。
- NETIS 申請者は、試行調査を行うものとする。調査に係る費用は、NETIS 申請者の負担とする。
- 活用効果調査は、発注事務所、NETIS 申請者それぞれが行うものとする。対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。なお、関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、NETIS 申請者が評価会議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は NETIS 申請者の負担とする。
- NETIS 申請者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。）の確認を受けることができるものとする。なお、その調査費用は NETIS 申請者が負担するものとする。

#### （テーマ設定型（技術公募））

- テーマ設定型（技術公募）は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、求める技術募集テーマ等を明確にしたうえで、技術を開発した民間事業者等から技術提案の募集を行い、応募された NETIS 登録技術を対象に、工事等の発注に当たって発注者が新技術を指定することにより活用を行う型をいう。
- 本者が主催する新技術活用システム検討会議（以下「システム検討会議」という。）、現場ニーズ、行政ニーズ等を踏まえ、新技術の募集に係るテーマ及び条件等を検討し、技術募集テーマを設定する。整備局等は、設定された技術募集テーマに基づき、NETIS 申請者（NETIS 登録申請を同時に行う技術開発者を含む。本項において以下同じ。）から新技術提案の募集を行う。NETIS 申請者からの応募申請の受付は、募集時に定める方法により整備局等の受付窓口において行うものとする。整備局等が公募にあたり公示する応募資格及び活用並びに評価等に係る規定は、この規約に優先する。
- 整備局等は、指定する技術が事後評価未実施技術の場合は、技術の指定に先立ち、必要に応じて評価会議に対して事前審査を依頼することができる。なお、整備局等は依頼しき場合にあつては、事前確認として、申請情報等に基づき、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を行うものとする。評価会議事務局は、事後評価未実施技術の事前審査に際しては、必要に応じて、関係研究機関に対して安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性の事項に関する確認を依頼することができる。整備局等又は評価会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、26 項①～④の技術開発者等に必要な措置を行うことができる。また、26 項①～④の事項に関する費用が発生した場合、NETIS 申請者に対し同意を得たうえで、負担を求めることができる。
- 整備局等は、57 項における事前審査の結果を NETIS 申請者に通知又は公表するものとする。
- 整備局等は、必要に応じて試行調査計画を作成するものとする。その際、NETIS 申請者に試行調査計画原案の作成を依頼することができる。試行調査計画には、確認するフィールドにおける現地条件等の実施概要、確認時の調査項目・調査方法等の調査概要及び確認に当たっての留意点その他の必要な事項を記載するものとする。
- NETIS 申請者は、試行調査を行うものとする。試行調査に係る費用は、NETIS 申請者の負担とする。「テーマ設定型（技術公募）」にて実施する調査内容については、別途提案募集時等に定めるものとする。
- 活用効果調査は、発注事務所、NETIS 申請者又は施工者それぞれが行うものとする。発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。なお、関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、NETIS 申請者が評価会議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は NETIS 申請者の負担とする。
- NETIS 申請者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。）の確認を受けることができるものとする。なお、調査費用は、NETIS 申請者の負担するものとする。

#### （事後評価）

- 新技術の事後評価は、「試行実証評価」及び「活用実証評価」から構成され、評価担当の整備局等における評価会議で実施することを基本とする。
- 試行実証評価は、試行調査の結果に基づき、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項について、試行調査の結果と申請情報の内容との比較を行うこと、国が定める基準等を満たしているかを確認すること等、直轄工事等における技術の成立性等申請情報の妥当性を確認し評価するものである。
- 活用効果評価は、技術の成立性が確認された技術について、新技術の活用効果等を総合的に判断するため、活用効果調査又は追跡調査（工事等の完了までの調査だけでは十分ではない。耐久性等の確認が必要な技術や、ある程度時間がたたない効果が確認できない技術等について、一定の時間が経過した適切な時期に新技術活用の効果を確認するために行う調査（複数回にわたり調査する場合を含む。）という。）の結果に基づき、当該技術の技術特性を評価するものである。
- 評価会議は、以下のいずれかの要件を有する技術について、技術特性や重要性に応じ、活用効果調査及び活用効果評価を継続する技術として選定することができる。また継続対象以外の技術は、活用効果調査及び活用効果評価を省略するものとする
  - 耐久性の確認等、追跡調査が必要な新技術
  - 調査内容を変更したうえで、改めて事後評価する必要がある新技術
  - 従来技術を変更したうえで、改めて事後評価する必要がある新技術
  - 活用効果調査結果にばらつきがあり、その理由が不明なため継続調査が必要とされた新技術
- 評価会議は、事後評価の実施にあたり、活用効果調査結果等を踏まえ、評価項目を変更することができる。評価会議が評価項目を変更した場合、以降の活用効果調査および事後評価は、変更後の評価項目にて実施する。なお、その際、NETIS 申請者に対し、申請情報に記載された評価項目の変更を求めることができる。
- 評価会議は、事後評価の実施にあたり、活用効果調査結果等を踏まえ、当該技術における従来技術の妥当性を判断し、従来技術を変更することができる。評価会議が従来技術を変更した場合、以降の活用効果調査および事後評価は、変更後の従来技術にて実施する。なお、その際、NETIS 申請者に対し、申請情報に記載された従来技術の変更を求めることができる。
- システム検討会議は、新技術の普及を図るため、評価会議からの推薦を受け、一般化・標準化に位置付けるべき技術を指定するものとする。
  - 技術の一般化・標準化とは、以下に該当する技術をいう。
    - 公共工事等で使用する技術指針等に示される技術
    - 公共工事等の施工に当たり、一般的に選択し、活用されている技術
    - その他システム検討会議が一般化・標準化に位置付けるべき新技術として判断する技術
- 整備局等は事後評価の公表に先立ち、NETIS 申請者に対して公表を行う予定の事後評価結果を通知する。NETIS 申請者から 105 項による「事後評価結果の公表への異議申立書」等の提出がなかった場合は、異議がないものとして取り扱うものとし、事後評価結果を公表する。

#### （活用の中止若しくは中断等）

- 整備局等は、試行申請型、フィールド提供型及びテーマ設定型（技術公募）での活用申請を受けた技術について活用が困難であると判断したとき、申請技術の活用を行わないことがある。
- NETIS 申請者は、次のいずれかに該当する場合、活用、事前審査及び事後評価等の中止若しくは中断を行うことができる。
  - 申請書類等の内容に、虚偽・誇大表示若しくは他の技術の中傷表示が認められたとき又は疑いがあるとき
  - 申請情報及び申請技術が、他の技術との知的財産権等を侵害したと認められたとき又は疑いがあるとき
  - 申請情報及び申請技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき又は侵害が生じたとき
  - 申請技術を適用した工事等で事故及び不具合等が生じた場合において、申請技術が原因であると認められるとき又はその疑いがあるとき
  - NETIS 申請者が、この規約に違反したとき
  - NETIS 申請者が技術開発者の技術行使権限を有する者である場合、その技術行使権限が消滅したこと又は技術行使権限を有する者が技術開発者と円滑な連絡が取れなくなったことを整備局等が確認したとき
  - その他、整備局等又は評価会議が必要と認めたとき
- 活用申請者は、前項の中断理由となった要因等の解決がなされた場合、その解決の方法及び結果を明示した書類の提出とともに申請技術の活用及び事前審査並びに事後評価等の再開を整備局等に申し出ることができる。

#### （発注者並びに施工者への協力）

- NETIS 申請者は、申請技術の活用にあたり発注者若しくは施工者から安全な施工及び品質の確保等に関する協力の要請を受けた場合は、この申請技術に係る技術資料及びノウハウの提供、施工等に係る助言、或いは技術者の派遣による指導等の協力を行うこと。なお、この協力に係る費用は発注者若しくは施工者と NETIS 申請者で負担についての協議を行い決定するものとする。

#### （活用における不具合等への対応）

- 試行申請型、フィールド提供型及びテーマ設定型（技術公募）での活用申請者は、申請技術の活用を実施した後、この申請技術の活用による不具合等が生じた場合は、活用申請者の負担により不具合等の修復を行わなければならない。

- 活用申請者は、申請技術の活用の中で前項の修復ができない場合は、活用申請者の負担により発注者又は当該工事等の施工者が指示する方法で修復を行わなければならない。
- 活用申請者は、前２項による負担が過大だと考える場合、整備局等に対して負担の軽減を申し出ることができる。この場合、活用申請者は過大と考える内容及び理由並びに根拠を明示した書面とともに整備局等に申し出ること。

#### （活用に係る責任）

- NETIS 申請者若しくは活用申請者は、整備局等が発注者となる工事等でこの申請技術の活用により生じる一般的損害、第三者に及ぼした損害及びかし担保に係る責任を負うものとする。
- なお、別に申請者責任についての規定がある場合は、その規定をこの規約より優先する。
- （一般的損害）
  - NETIS 申請者若しくは活用申請者は、施工者による工事等目的物（申請技術を活用する工事等目的物をいう。）の発注者への引き渡し前に、この申請技術の活用により工事等目的物について生じた損害及び申請技術の活用に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害又は不可抗力による損害を除く。）については、その費用を負担すること。ただし、その損害のうち発注者又は施工者の責に帰すべき事由により生じたものについては、その責の原因者が負担する。

#### （第三者に及ぼした損害）

- NETIS 申請者若しくは活用申請者は、工事等（申請技術を活用する工事等をいう。）の施工又は履行（以下、「施工等」という。）において、この申請技術の活用により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者又は施工者の責に帰すべき事由により生じたものについては、その責の原因者が負担する。
- 前項の規定にかかわらず、申請技術の活用に伴って適宜避けることができない騒音、振動、地盤地下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたとき（申請技術が工事等の施工等に伴う騒音、振動、地盤地下、地下水の断絶等の防止または低減等を適用効果としている場合は除く）は、発注者がその損害を負担すること。ただし、その損害のうち申請技術の活用につき施工者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては施工者が負担する。
- 前２項の場合及びその他工事等の施工等について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び施工者並びに NETIS 申請者若しくは活用申請者が協力してその処理解決に当たるものとする。

#### （不可抗力による損害）

- 施工等による 72 項で工事等目的物の発注者への引き渡し前に、天災等（発注者が設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者及び施工者並びに NETIS 申請者若しくは活用申請者の責に帰することのできないもの（以下、「不可抗力」という。）により、工事等目的物、仮設物又は工事等現場に搬入済みの工事等材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者と施工者による工事請負契約若しくは設計業務等の委託契約書によるものとする。（工事請負契約書第 29 条等の適用等）ただし、申請技術の活用にあつて不可抗力により NETIS 申請者若しくは活用申請者が受けた損害については、原則 NETIS 申請者若しくは活用申請者が負担すること。

#### （かし担保）

- 発注者は、工事等目的物にこの申請技術の活用によるかしがあるときは、NETIS 申請者若しくは活用申請者に対して担当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代若しくは修補とともに損害の賠償を請求できる。ただし、この申請技術の活用にあつてかしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することはできない。
- 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、この申請技術の活用による工事等目的物を発注者が施工者より引き渡しを受けた日から原則として、木造の建物等の建設工事の場合には 1 年以内、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事及び修繕工事等の場合には 2 年以内に行われなければならない。ただし、そのかしが NETIS 申請者若しくは活用申請者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は 10 年とする。

#### （損害及びかしの確認、費用負担等）

- NETIS 申請者若しくは活用申請者及び発注者並びに施工者は、78 項、80 項、81 項、84 項及び 85 項の損害若しくは（以下、「かし等」という。）を発見若しくは第三者からの連絡を受けた場合は、ただちに連絡をとり、かし等の状況、発生の原因等の事実確認を行うものとする。
- 前項に係る事実確認を行うときは、NETIS 申請者若しくは活用申請者及び発注者並びに施工者が協議のうえ事実確認に必要な調査の分担を決定する。ただし、協議開始から 15 日以内に協議が整わない場合には、発注者が調査の分担を定め、NETIS 申請者若しくは活用申請者及び施工者に通知できるものとする。事実確認に必要な調査に係る費用（以下、「原因調査費」という。）は、前項より原因者が特定されるまでは調査を分担する者の負担とする。
- NETIS 申請者若しくは活用申請者は、87 項による事実確認が必要な事態になった場合には、遅滞なく発注者及び施工者に連絡し事態の報告をしなければならない。また、整備局等から事態の説明を求められた場合は、この求めに応じなければならない。この場合、説明に係る費用は申請者の負担とすること。
- かし等に係る原因者が NETIS 申請者若しくは活用申請者及び発注者並びに施工者のいずれかに特定された場合は、この原因者を除く NETIS 申請者若しくは活用申請者及び発注者並びに施工者は原因者に対して、80 項、81 項、82 項及び 84 項、85 項より負担した修復若しくは修補費用及び損害費用、88 項より負担した原因調査費用の支払を請求することができる。なお、原因及び原因者が特定できない場合は、活用申請者に対して、80 項、81 項、82 項及び 84 項、85 項より負担した修復若しくは修補費用及び損害費用の支払いを請求することができる。ただし、88 項より負担した原因調査費については、調査を分担した者が負担する。

#### Ⅲ NETIS 登録について

#### （申請情報等の NETIS 登録及び掲載等）

- NETIS 申請者が提出する申請書類の様式-2 及び様式-3 の記載内容等は、NETIS に登録され掲載するものとする。
- NETIS 申請者は、NETIS への掲載により申請書類に記載内容に係わる紛争等が生じた場合、自らの責任で適切な措置を講じなければならない。
- 整備局等は、申請技術に係る評価情報を公表する。
- 整備局等は、必要に応じて申請技術の活用の中止等に係る内容及び経緯等の情報を公表することができる。
- 整備局等は、85 項による原因等の事実確認の期間中、必要に応じて発生した事象の内容を事実確認中である旨を付記したうえで公表することができる。
- 整備局等は、この規約に基づく公開又は公表により NETIS 申請者若しくは活用申請者又は技術開発者に不利益が生じた場合においても、NETIS 登録に係る整備局等の責に帰するものを除き責任を負わない。

#### （登録取り直し）

- 整備局等は、掲載期間を過ぎた申請技術及び登録抹消を決定した申請技術は、NETIS から登録を抹消する。この場合、登録抹消と同時に申請技術情報の公開も終了するものとする。
- なお、掲載期間終了後であっても 92 項の「NETIS への掲載により申請情報に係わる紛争等が生じた場合の責任」及び 78 項の NETIS への掲載中に着手された「活用に係る責任」における NETIS 申請者若しくは活用申請者の責任は継続するものとする。
- 整備局等は、72 項に該当する場合に申請技術の NETIS への掲載の中止を行うことができる。
- NETIS 申請者若しくは活用申請者は、72 項①から⑥に該当する事由が生じたときまたは疑いがあるときは、遅滞なく整備局等に報告しなければならない。
- NETIS 申請者は、NETIS への掲載の中止となった要因等の解決がなされた場合、その解決の方法及び結果を明示した書類の提出とともに、NETIS への掲載の再開を整備局等に申し出ることができる。
- 整備局等は、次の①から⑥のいずれかに該当する場合、当該技術の NETIS 掲載情報を NETIS から削除する。
  - NETIS 申請者が書面にて NETIS への掲載の削除を申し出たとき
  - 104 項における NETIS の掲載期間が終了したとき
  - 72 項①から⑥に該当する場合において、その事由の内容及び事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である又は重大であるとして整備局等又は評価会議が判断したとき
  - 72 項①に該当する場合において、NETIS に掲載する連絡先との連絡がとれないことを整備局等が確認した日から 6 ヶ月以内に NETIS 申請者から連絡先変更の申し出等がなく、その後、登録申請書類に記載の連絡先へ NETIS 申請者と連絡がとれないこと、整備局等が改めて確認したとき
  - 89 項より申請技術の NETIS 掲載を中止してから、中止の状態で 1 年以上継続したとき（ただし、係争中の場合等、やむを得ない理由がある場合はそのかぎりではない。）
  - その他、整備局等又は評価会議が必要と認めたとき
- 整備局等は、この規約に基づく登録抹消及び NETIS 掲載の中止により NETIS 申請者若しくは活用申請者又は技術開発者に不利益が生じた場合においても、NETIS 登録に係る整備局等の責に帰するものを除き責任を負わない。

#### （NETIS 掲載期間等）

- NETIS における掲載期間は以下のとおりである。
  - NETIS（申請情報）
    - NETIS（申請情報）の掲載期限は、当初に NETIS 登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までとする。
      - NETIS（評価情報）に提供されない技術については、前項にかかわらず NETIS（評価情報）への掲載期間中、NETIS（申請情報）における掲載も継続される。
      - 同一技術について再申請登録は認めないものとする。
      - （エ）一般化・標準化したと指定された NETIS 登録技術の申請情報は、指定された年度末をもって掲載を終了する。
    - NETIS（評価情報）
      - NETIS（評価情報）の掲載期限は、NETIS（評価情報）に掲載された日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までとする。ただし、掲載期間中に当該技術について活用効果評価が実施され、NETIS（評価情報）に反映された場合は NETIS（評価情報）の掲載期限は、NETIS（評価情報）に反映した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までに変更されるものとする。なお、掲載期限が変更された場合においても、当該技術に対する掲載期限は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 を経過した日までを限度とし、上記だした書きにかかわらず、その日をもって掲載を終了する。
      - NETIS 申請者が、NETIS（評価情報）に掲載されている技術について改善が行われた場合の NETIS 掲載期間は、新たな申請情報が NETIS（申請情報）に掲載された日を「当初に NETIS に登録された日」とみなして①の運用を行う。
      - 継続調査等が必要と判断された技術の掲載期間は、（ア）によらず、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年を経過した日までとする。
      - （エ）一般化・標準化したと指定された NETIS 登録技術の評価情報は、指定された年度末をもって掲載を終了する。

#### Ⅳ 異議申し立て等

#### （異議申し立て）

- NETIS 申請者は、事後評価結果に異議がある場合は、事後評価を通知した日の翌日から起算して 10 日（4 月 29 日から 5 月 5 日まで）までの 7 日間及び 12 月 28 日から 1 月 3 日までの 7 日間及び行政機関の休日に関する法律（昭和 61 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日も日数に含まない。（以下「休日等」という。）以内に、「事後評価結果の公表への異議申立書」を評価担当の整備局等の評価会議事務局（整備局等の局長宛）に提出するものとする。
- 当該評価会議事務局は、「事後評価結果の公表への異議申立書」提出期限の翌日から起算して 10 日以内（休日等は日数に含まない。）に「事後評価結果の公表への異議申立書」の内容に基づきヒアリングを実施し、「事後評価結果の公表への異議申立書」提出期限の翌日から起算して 15 日以内（休日等は日数に含まない。）に「事後評価結果の公表への異議申立書」に対する回答を当該評価会議事務局（整備局等の局長）から通知するものとする。
- NETIS 申請者は、「事後評価結果の公表への異議申立書」に対する回答について不服がある場合、回答を通知した日の翌日から起算して 10 日以内（休日等は日数に含まない。）に「NETIS 登録抹消願」を評価担当整備局等の評価会議事務局（整備局等の局長宛）に提出するものとする。
- 評価会議は、「事後評価結果に関する不服申請書」の提出期限の翌日から起算して 90 日以内に不服審査を実施し、評価会議事務局（整備局等の局長）から申請者に不服審査の結果（再度評価内容を検討する旨等）を通知する場合を含む。）を通知する。
- NETIS 申請者は、評価会議による不服審査の結果に不服がある場合は、不服審査の結果の通知の翌日から起算して 10 日以内（休日等は日数に含まない。）に「NETIS 登録抹消願」を評価担当整備局等の評価会議事務局（整備局等の局長宛）に提出することができる。整備局等は「NETIS 登録抹消願」が提出された場合は、その受領後速やかに、当該技術について NETIS 登録の抹消を行う。
- NETIS 申請者は評価会議による不服審査の結果に同意する場合は、不服審査の結果の通知の翌日から起算して 90 日以内に「事後評価結果の公表への同意書」を評価担当の整備局等の評価会議事務局（整備局等の局長宛）に提出するものとする。
- NETIS 申請者若しくは活用申請者が、「NETIS 登録抹消願」が提出されたものとして取り扱うものとする。
- 事前審査の取り扱いについては、70 項、105 項、106 項、107 項、108 項、109 項、110 項及び 111 項を準用するものとし、この場合「事後評価」を「事前審査」に読み替えるものとする。
- （疑義の協議等）
  - NETIS 申請者若しくは活用申請者は、この規約の各々の規定において疑義がある場合は、疑義の内容と理由を明示した文書により整備局等に回答を求めることができる。
  - 整備局等は、前項による疑義の申し入れがあった場合は、NETIS 申請者若しくは活用申請者と協議し疑義について回答するものとする。ただし、協議開始から 30 日以内に協議が整わない場合には、整備局等が定め NETIS 申請者若しくは活用申請者に通知する。
  - この規約における NETIS 申請者若しくは活用申請者の責任は、NETIS 登録抹消後及び NETIS 掲載中止後若しくは NETIS 掲載中断期間であっても、これ以前に実施又は契約締結された当該申請技術の活用について、かし担保の有効期間の間は継続するものとする。

#### （その他）

- 本実施規約で定める活用申請者及び NETIS 申請者の責任は、本実施規約に別途の規定が有る場合を除き、無過失責任とする。
- 前項の事前審査及び事後評価における安全性には、労働安全衛生法上の安全性は含まない。
- 整備局等は、事前審査、試行実証評価、活用効果調査及び活用効果評価の客観性について責任を負うものとする。事前審査、試行実証評価、活用効果調査及び活用効果評価の結果により NETIS 申請者若しくは活用申請者に不利益が生じた場合においても、整備局等が故意に客観性を欠く行為を行った場合を除き、事前審査及び事後評価の結果について責任を負わない。
- NETIS 申請者若しくは活用申請者は、試行調査を実施する工事等の知り得た情報は外部に漏らしてはならない。
- NETIS 申請者若しくは活用申請者は、自己の申請技術を NETIS に掲載された情報を常に管理し、内容等に変更を生じた場合は速やかに整備局等へ修正等の更新手続きをとらなければならない。
- この規約において整備局等との間で行われる言語及び申請書類等に関する言語は、日本語とする。
- この規約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- この規約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- この規約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- この規約に定めのない事項については、「公共工事等における新技術活用の促進について（平成 26 年 3 月 28 日付国官総第 344 号、国官技第 319 号）」によるものとする。
- 国土交通省は、90 日間の予告期間において、NETIS への掲載などの告知の方法をることによりこの規約を改正できる。この場合には、NETIS 申請者及び活用申請者は、その改正を承諾したものとみなされることに異議がないものとする。

(2) 技術概要説明資料（様式2）

技術概要説明資料（様式2）は、技術の特徴（開発目的や活用効果など）とともに、活用にあたっての留意点について記載して下さい。

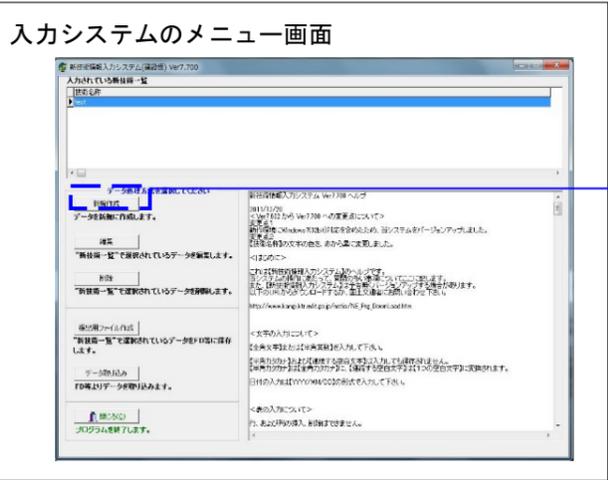
A. 入力システムのインストール

- 技術概要説明資料（様式2）の作成は、入力システムによって行いますので下記のアドレスからダウンロードして下さい。

アドレス 建設版 : <http://www.netis.mlit.go.jp>  
 港湾版 : <http://www.y.sk.nilim.go.jp/cals/>

B. 技術情報の入力および保存方法

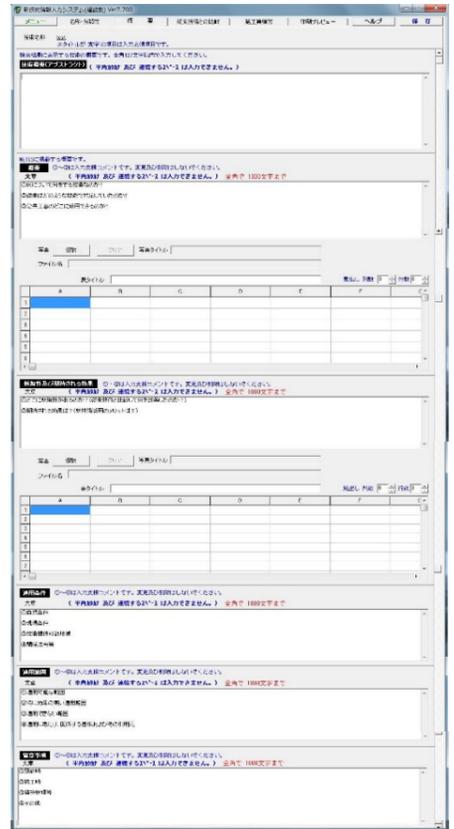
a. 入力システムの入力メニュー構成



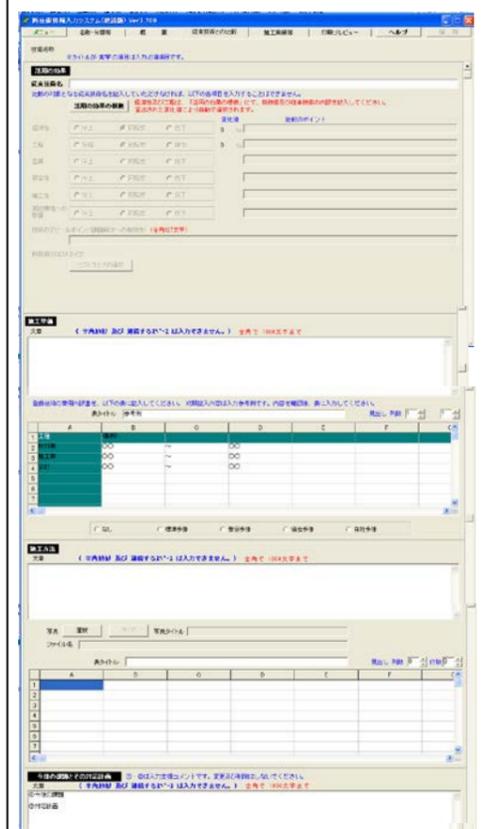
①名称・分類等：P 18, P 19



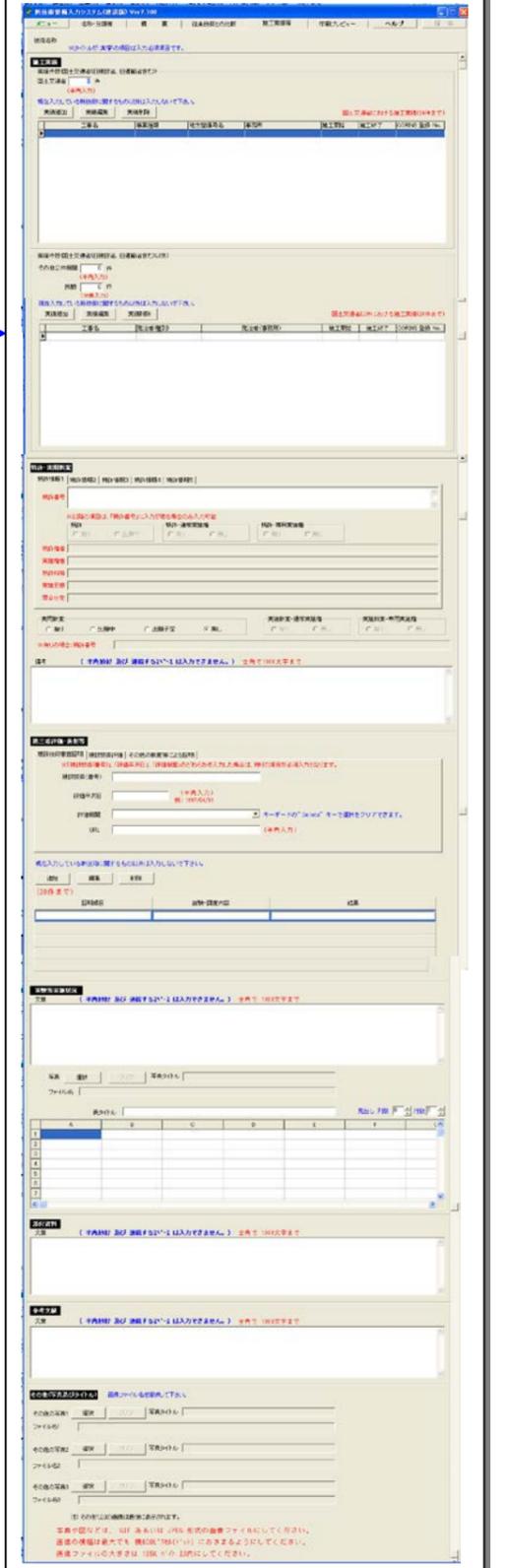
②概要：P 20～P 23



③従来技術との比較：P 24～P 29



④施工実績等：P 30～P 33



## b. 入力データの保存方法

技術概要説明書（様式2）の入力データの保存方法は、以下の手順で行って下さい。

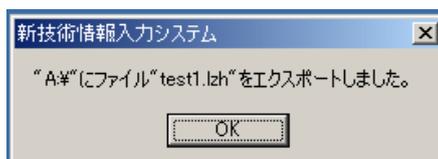
- ① 保存したい「技術名称」を選択して下さい。
- ② 「提出用ファイルの作成」をクリックして下さい。



- ③ 保存する場所を指定して下さい。



- ④ 保存完了のメッセージが出ます。



### ● 保存する場所

- ・ ここでは、フロッピーディスクに保存する場合を例として挙げていますが、任意の保存先を指定して下さい。ただし、実際に提出する電子媒体の種類（MO、CD-R、フロッピーディスク）については、P68～P71の申請・相談窓口にお問い合わせください。

c. 入力データの入力方法

①名称・分類等

●技術名称 欄

- ・ 新技術情報提供システム（NETIS）登録申請書（様式1）に記載した技術名称と同様として下さい。

●副題 欄

- ・ 申請する技術の用途等を明確にした副題を記入して下さい。

- ・ 「技術開発年」は、申請する技術を開発した西暦年を半角で入力して下さい。

- ・ 「記入年月日」は、技術概要説明資料（様式2）を作成した年月日を半角で入力して下さい。

- ・ 情報の提供範囲は原則、「一般」選択して下さい。

●分類・区分 欄

- ・ 分類：プルダウンメニューより、レベル1～レベル4まで選択して下さい。（注）分類については、申請した新技術を主として活用される分類（工種）を記入して下さい。

- ・ 分類が複数あるものは、分類2以降も入力して下さい。（注）評価する際に適用となる工種は分類1です。

但し、従来技術との比較については分類1に記載した工種で比較すること

- ・ 区分：プルダウンメニューより、該当する区分を選択して下さい。

- ・ 分類および区分について、ご不明な点がございましたら、申請・相談窓口にご相談して下さい。

\*分類

レベル1：土工、共通工、基礎工など31種類から選択して下さい。

レベル2：レベル1を細分化したもので、例えば、レベル1：土工の場合、土工、安定処理工、路床改良工、軽量盛土工、施工管理、その他

レベル3：レベル2を細分化したもので、例えば、レベル2：施工管理の場合、施工管理

レベル4：レベル3を細分化したもので、例えば、レベル3：施工管理の場合、品質管理、出来形管理、その他

\*区分

「工法」：材料、機械、製品、システム等を組み合わせることにより、工事の一部、あるいは全体を完遂させるに足る方法。

「材料」：公共工事等において、加工、添加等されることにより用を成す原料、資材。

「機械」：公共工事等に用いる建設機械、作業用機械。

「製品」：公共工事等により製作、築造される物を構成する一部材であり、新たな加工を要さないもの

「システム」：材料、製品、機械等が体系的に組み合わせられ、公共工事等における工法、調査方法等を支援するものや、IT等の先端技術を利用した情報システム、施工管理や維持管理に利用するマネジメント技術などを指す。

●キーワード 欄

- ・ キーワードは、最大で3つまで選択して下さい。

- ・ 自由記入欄は、技術提案を端的に表現する言葉を3つまで記入することができます。

- \* キーワードおよび自由記入欄は、各々最大3つを選択、記入が可能です（あわせて最大3つではありません）。

●開発目標 欄

- ・ 最大で3つまで選択して下さい。

●開発体制 欄

- ・ 開発体制は、1つ選択して下さい。

- ・ 開発会社は、申請する新技術を開発した会社名（正式な会社名）を記入して下さい。

- ・ 共同研究の場合は、該当する全てを記入して下さい。

- ・ 複数入力する場合は「,（区切り）」で記入して下さい。

●問合せ先 欄

- ・ 技術：申請する新技術の技術的な内容に関する問合せ先と担当者名を記入して下さい。

- ・ 営業：申請する新技術の営業に関する問合せ先と担当者名を記入して下さい。（技術と同様の場合にも記入して下さい）。

- ・ その他：共同開発または営業関連企業を記入して下さい（40件まで追加できます）。

## ②概要

### ●技術概要 欄

- ・ 全角 127 文字以内で記入して下さい。
- ・ 技術概要は、申請技術の特徴が明確にわかるように『概要』、『新規性及び期待される効果』で記述した内容を簡潔にまとめて下さい。

例) 本技術は、土留め・河川護岸・止水壁工事に用いる鋼矢板であり、従来は、U型鋼矢板で対応していた。本技術の活用により、材料費・施工費の縮減や工期の短縮を期待できる。

### ●概要 欄

#### 文章

- ・ 既に記載されている項目 (①～③) に対し、改行してから文章を書き始めて下さい。
- ・ 概要は、以下の点に対して箇条書きで簡潔に記入して下さい。
  - ①何について何をやる技術なのか?
  - ②従来は、どのような技術で対応していたのか?
  - ③公共工事のどこに適用できるのか?
- ・ 追記の必要がある場合は、③まで書き終えてから「④その他」の項目を追加して記述して下さい。
- ・ (変更・更新申請時) NETIS 登録技術名称を変更した場合、「・旧登録技術名称：〇〇〇〇(～HO.O.O)」と記載すること。なお、2回以上変更する場合、申請当初から名称変更の履歴がわかるように追記すること。

#### 写真

- ・ 申請する新技術が良く分かる写真 (原則カラー) を使用して下さい。
- ・ 選択ボタンを押すと「ファイルを開く」という画面が出て画像ファイルを指定できます。
- ・ 写真タイトルを必ず記入して下さい (全角 25 文字以内)。
- ・ 写真 (図) などのファイル形式は、JPEG あるいは GIF 形式を使用して下さい。
- ・ 画像ファイルの大きさは 185KB 以内にして下さい。
- ・ 画像の横は最大 600pixel 以内、縦は 1000 pixel 以内にして下さい (縦 A4 サイズで出力できる)。
- ・ 図面を利用する場合は、プリントアウトした時に文字や数字などがはっきり分かるものを使用して下さい。

#### 表

- ・ 一覧表が作成できます。
- ・ 20 列×20 行まで可能 (行や列の挿入は出来ません)。

### ●新規性及び期待される効果 欄

#### 文章

- ・ 既に記載されている項目 (①, ②) に対し、改行してから文章を書き始めて下さい。
- ・ 比較対象となる「従来技術」がない場合は、申請・相談窓口にご相談して下さい。
- ・ 従来技術に比べてどのような効果が期待できるかについての概要を以下の点に対して箇条書きで簡潔に記入して下さい。
  - ①どこに新規性があるのか? (従来技術と比較して何を改善したのか?)
  - ②期待される効果は? (新技術活用のメリットは?)
- ・ 改善点は、可能な限り定量化して下さい。
 

例) コスト〇%縮減
- ・ 従来技術は、後述する「従来技術との比較：活用の効果」で記入したものを示しています。

**適用条件** ①～④は入力支援コメントです。変更及び削除はしないでください。  
文章 (半角約) 及び 連続するスペースは入力できません。 全角で 1000文字まで

①自然条件  
・適用土質に関しては、現行のU形鋼矢板と同様である。  
②現場条件  
・作業スペースは現行のU形鋼矢板の場合と同規模である。  
・パイロトンマ施工における使用機械は、U形鋼矢板での使用機械と、ほぼ同じである。なお、鋼矢板の把持チェックは〇〇型専用のチェックを用いる。  
・施工場所は陸上部、水面上部とも可能である。  
・適用長さU形鋼矢板と同等以上と考えている。  
③技術提供可能地域  
・技術提供地域については制限無し。  
④関係法令  
・鋼矢板の設置工事において、下記の関係法令等を遵守する。  
「騒音規制法」(法98)、「振動規制法」(法64)

**適用範囲** ①～④は入力支援コメントです。変更及び削除はしないでください。  
文章 (半角約) 及び 連続するスペースは入力できません。 全角で 1000文字まで

①適用可能な範囲  
・断面性能は、覆瓦U形鋼矢板のⅡ型およびⅢ型と同程度であり、これらの適用範囲が〇〇型鋼矢板の適用可能な範囲である。  
②特に効果の高い適用範囲  
・形状特性から継手効率による断面剛性の低減を必要としないため、既設コンクリート等の拘束がなく継手効率による低減率が高いU形鋼矢板壁の代替として適用する場合には特に建設コストの低減効果が大きい。  
③適用できない範囲  
・乾燥使用に関しては、リース材として保有されていないため、適用できない。  
④適用にあたり、関係する基準およびその引用元  
準用基準等は下記の通りです。  
1.国土交通省大臣官庁技術調査課(修)国土交通省土木工事積算基準  
2.国土交通省土木研究所(修)国土交通省土木工事設計要領  
3.国土交通省港湾局(修)国土交通省港湾局港湾施設の技術上の基準(同解説)  
留意事項

**留意事項** ①～④は入力支援コメントです。変更及び削除はしないでください。  
文章 (半角約) 及び 連続するスペースは入力できません。 全角で 1000文字まで

①設計時  
・〇〇型鋼矢板は、嵌合継手の位置が壁面の外縁に位置するため、設計時にU形鋼矢板のように継手効率による低減を考慮する必要がない。  
・継手部の嵌合余裕を用いて、曲線施工等を計画する場合には、継手一力当たりの回転可能角度が、U形鋼矢板を用いた場合に比べて、〇〇型鋼矢板の場合には±4°になるので留意する。  
②施工時  
・〇〇型鋼矢板の両側継手の形状が異なるため、U形鋼矢板のように天地を逆に使用することができないので、建込み時は鋼矢板の設置向きを誤ることがないように留意する。  
・パイロトンマ工法では、パイロトンマ自体は、現行機が適用できるが、〇〇型鋼矢板の形状に対応させた専用のチェックが必要となる。なお、土質条件や打ち込み長によっては能力の大きな機械を必要とする場合がある。  
・油圧注入工法の場合は、〇〇型鋼矢板用の専用機が必要となる。  
③維持管理時  
・維持管理に関しては、現行のU形鋼矢板と同じである。  
④その他  
・U形鋼矢板の継手と嵌合保証されないため、連続して〇〇型を設置する場合には、接続用の真形鋼矢板が必要となる。

●適用条件 欄

- 既に記載されている項目(①～④)に対し、改行してから文章を書き始めて下さい。
- 適用条件は、申請する新技術の施工、使用上の制約がわかるように、以下の点に対して箇条書きで簡潔に記入して下さい。
  - ① 自然条件：適用にあたっての自然条件に関する制約条件について記入して下さい(例：気温、地質、気象等)。
  - ② 現場条件：作業スペースや支障物などの制約条件について記入して下さい(例：作業スペース、機械の大きさ、施工場所等)。  
施工機械等で複数の機種がある場合は、適用条件を個々に記載して下さい。
  - ③ 技術提供可能地域：提供できない地域または提供地域が限定される場合、記載して下さい。
    - \* 新技術を適用できる地域について、具体的な都道府県名と簡単な理由を記述して下さい。
    - \* 制約がない場合は、「技術提供地域については制限無し」として下さい。
 例1) ③技術提供可能地域：技術提供地域については制限無し  
 例2) ③技術提供可能地域：プラント設置地区限定(〇〇県、□□県、H〇年〇月現在)  
 例3) ③技術提供可能地域：九州地区限定(現段階で運搬可能な地域)
  - ④ 関係法令等：法令上遵守しなければならない条件を記載して下さい。
    - \* 記載事項がない場合には、「特になし」と記入して下さい。

●適用範囲 欄

- 既に記載されている項目(①～④)に対し、改行してから文章を書き始めて下さい。
- 適用範囲は、技術として成立するために最低限必要な基準や管理値、規格値およびその引用元を、以下の点に対して箇条書きで簡潔に記入して下さい。
  - ① 適用可能な範囲：施工量、規模などを記載して下さい。
  - ② 特に効果の高い適用範囲：技術のアピールポイント(従来技術との比較-活用の効果の欄)と整合するように記入して下さい。
  - ③ 適用できない範囲：適用できない理由を明確に記載して下さい。
  - ④ 適用にあたり、関係する基準および引用元：土木共通仕様書やその他基準類等を記入して下さい。
    - \* 記載事項がない場合には、「特になし」と記入して下さい。

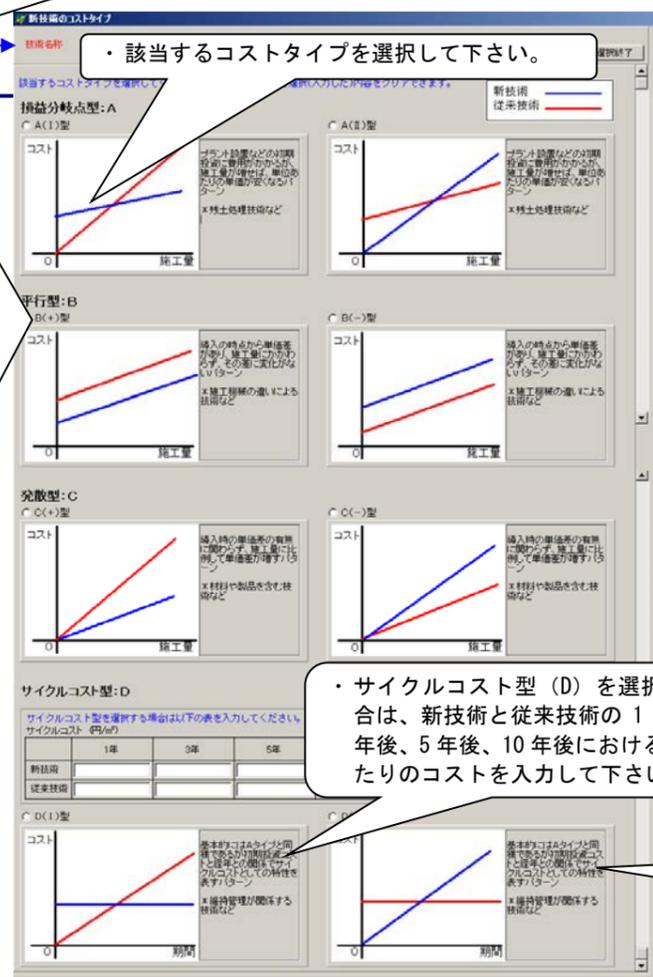
●留意事項 欄

- 既に記載されている項目(①～④)に対し、改行してから文章を書き始めて下さい。
- 留意事項は、申請する新技術を施工あるいは使用するにあたって、以下の点に対して箇条書きで簡潔に記入して下さい。
  - ① 設計時：設計条件として必要な事項や留意事項を記入して下さい。
  - ② 施工時：施工条件として必要な事項や留意事項を記入して下さい。
  - ③ 維持管理時：維持管理条件として必要な事項や留意事項を記入して下さい。
  - ④ その他：特許権等知的財産権、特許使用料の有無や知的財産となる内容。現時点では確認が不十分な事項。その他、留意事項を記入して下さい。  
また、納入に期間が必要な場合は、任意の数量に対する時期の目安を記入して下さい。
    - \* 記載事項がない場合には、「特になし」と記入して下さい。

③従来技術との比較

P28~P29  
活用効果の  
根拠に関する記入

・新技術のコストタイプ別表示（コスト別グラフ）については、必須入力ですので、記述が不明な場合は、申請・相談窓口を確認して下さい。  
・ライフサイクルコストが向上する場合は、比較のポイントに詳細を記述して下さい。



- 損益分岐点型:A
- ①A (I) 型  
従来技術と比べて、導入時にコストがかかるが、施工量が増えれば単価が安くなるパターン
  - ②A (II) 型  
従来技術と比べて、導入時にコストはかからないが、施工量が増えれば単価が高くなるパターン
- 平行型:B
- ①B (+) 型  
従来技術と比べて、導入時から単価差（新技術の方が安い）があり、施工量に関わらず、その差に変化がないパターン
  - ②B (-) 型  
従来技術と比べて、導入時から単価差（新技術の方が高い）があり、施工量に関わらず、その差に変化がないパターン
- 発散型:C
- ①C (+) 型  
導入時の単価差の有無に関わらず、施工量に比例して、単価差が増す（新技術の方が安い）パターン
  - ②C (-) 型  
導入時の単価差の有無に関わらず、施工量に比例して、単価差が増す（新技術の方が高い）パターン

・サイクルコスト型 (D) を選択した場合は、新技術と従来技術の1年後、3年後、5年後、10年後における単位当たりのコストを入力して下さい。

「従来技術」とは、公共工事等において標準的に使用される技術を示しています。

比較対象となる「従来技術」がない場合は、申請・相談窓口にご相談して下さい。

●活用の効果 欄

従来技術名  
・申請する新技術の比較対象となる「従来技術名」を挙げてください。  
・従来技術は、既存のNETIS登録技術を参考に定め、申請窓口にその妥当性を説明し、確認を得たものを挙げて下さい。  
・過去に自社で開発されたものとの比較は不可とします。  
\* 工法・機械等については、「国土交通省土木工事標準積算基準」「港湾土木請負工事積算基準」等に記載されている工法から選択して下さい。  
(原則として、NETIS登録されている技術を従来技術とするのは不可とします。)  
\* 材料等については、一般的に使用されているものから選定し施工を含めて比較して下さい。

各項目の3段階評価  
各項目（品質～環境）について従来技術と比較して、3段階の内から該当するものを必ず1つ選んで下さい。  
\* 評価は、実験等で実証した結果を記載し、様式3、様式4の該当箇所の評価と整合させてください。

変化値  
・「活用の効果の根拠」にて算出された値が変化値として自動的に表示されます。  
・経済性、工程の変化値について、従来技術名の横にある「活用の効果の根拠」のボタンを押して、必要事項を記入して下さい。

比較の根拠  
・比較の根拠では、比較の結果、同程度以外の場合は、必ず記入して下さい。  
・記入に際しては、何が向上したのか、何が低下したのか等の「何」にあたる部分を具体的に記述して下さい（全角30文字以内）。  
例) 安全性が向上した場合 → 落下事故が減少  
・経済性と工程については、同程度であっても比較の根拠は必ず記入して下さい。  
・新技術のコストタイプ別表示（コスト別グラフ）については、必須入力ですので、コストタイプが分からない場合は、申請・相談窓口を確認して下さい。  
・トータルコストが向上する場合は、根拠に詳細を記述して下さい。

技術のアピールポイント  
・従来技術で対応しきれなかった、あるいは課題があった等に対し、本技術の有効性を箇条書きで簡潔に記述して下さい（全角127文字）。  
・申請技術の技術特性に応じた任意の技術的事項を2項目挙げることができます。（ただし、評価項目（経済性～環境）以外の技術的事項とし、その妥当性については、申請窓口に確認を受けて下さい。）

■ライフサイクルコスト型:D

- ①D (I) 型: 基本的には損益分岐点型:Aと同様であるが初期投資コストと経年との関係（期間に応じて新技術のコストが一定）でサイクルコストとしての特性を表すパターン
- ②D (II) 型: 基本的には損益分岐点型:Aと同様であるが初期投資コストと経年との関係（期間に応じて新技術のコストが増加）でサイクルコストとしての特性を表すパターン

**施工単価**

文章 (半角カタカナ及び連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで

施工条件  
油圧式杭圧入引掛機による鋼矢板圧入10枚当たりの単価である  
・油圧式杭圧入引掛機による打込み  
・施工量 鋼矢板〇型〇〇mを150枚打込み

算出条件  
〇〇鋼矢板の施工費は、△△協会編「〇〇鋼矢板積算基準(暫定版)〇〇年度〇〇地区」により算出  
〇〇鋼矢板の材料単価は、建設物価調査会編「建設物価△△年△△月号〇〇地区」により算出

専断技術の費用内訳を、以下の表に記入してください。初期記入内容は入力参考例です。内容変更時は、表に記入してください。

表タイトル | 〇〇〇〇工法施工費(〇〇m当たり) | 見出し 列数 | 行数

1	A	B	C	D	E	F	G
2	名称	規格	単位	数量	単価	金額	備考
3	材料費	鋼矢板〇型	枚	10			
4	世話役		人	0.3			
5	特殊作業員		人	0.3			
6	とび工		人	0.6			
7	油圧式杭圧入引掛機運転		日	0.3			
8	ボイールクレーン賃料	排出ガス対策型 油圧式25t吊	日	0.3			

なし 標準歩掛 暫定歩掛 協会歩掛 自社歩掛

**施工方法**

文章 (半角カタカナ及び連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで

写真 選択 クリア 写真タイトル |

ファイル名 |

表タイトル | | 見出し 列数 | 行数

1	A	B	C	D	E	F	G
2							
3							
4							
5							
6							
7							

今後の課題とその対応計画 ①・②は入力支援コメントです。変更及び削除はしないでください。

文章 (半角カタカナ及び連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで

①今後の課題  
・リース材として保有されないため転用材としては適用できない。  
②対応計画

●施工単価 欄

文章

- ・申請する新技術の単価及び損料等のいずれかが分かるように記入して下さい。
- ・施工条件等により価格が変わる場合には、一般的な施工条件で、標準的な規模で施工した場合の施工条件および単価等を記入して下さい。
- ・算出条件に、経済性に加味されている内容として機材込みなのか、製品価格のみなのか、間接費込みなのかなど条件を記載して下さい。
- ・貴社において歩掛がある場合は、歩掛が分かる資料を添付して下さい。
- ・経済性の算出根拠資料を添付して下さい。
- ・適用条件（適用年次、地域等による単価の変動があるもの）を記入して下さい。
- ・経済性でコスト削減効果がある場合は、その効果が現れる適用範囲を記入して下さい。  
注）従来技術に対しての比率（縮減率等）での記入は不可とします。また、物価資料、見積

表

- ・上記文章を補足する一覧表が作成できます。（内容は、申請する新技術及び比較従来技術の単価及び損料等、施工単価の説明であれば任意とします。）
- ・申請する技術と従来技術および類似技術との経済性が比較できるように簡易な単位数量当りの施工費用の内訳を記載して下さい。
- ・20列×20行まで可能（行や列の挿入は出来ません）。

歩掛表

- ・該当するものを選択して下さい。
- \* 標準歩掛とは、施工実態調査を基に、標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の規格や所要量を各々の工種毎に設定したもの
- \* 暫定歩掛とは、公共工事の発注者の負担を軽減して新技術の採用促進を図るため、既に活用実績が多い新技術や活用ニーズの高い新技術について提供している歩掛

●施工方法 欄

文章

- ・施工管理基準がある場合、品質出来形管理基準が分かる資料を提出して下さい。

写真

- ・写真データは1枚で、形式はJPG又はGIFとし、1枚あたりのファイルの大きさは185KB以内、画像の横方向は600pixel以内、縦方向は1000pixel以内にして下さい。
- ・写真タイトルは必ず記入して下さい（全角25文字以内）。
- ・施工手順が分かるように、イラスト等（実際の施工写真でも構いません）を使用して、視覚的に表現して下さい。

表

- ・上記文章を補足する資料が作成できます。（内容は、申請する新技術の施工手順フロー等、施工方法に関する説明であれば任意とします。）
- ・20列×20行まで可能（行や列の挿入は出来ません）。

今後の課題とその対応計画 欄

- ・既に記載されている項目（①、②）に対し、改行してから文章を書き始めて下さい。
- ・申請する新技術について、今後取り組んでいく事項およびその方向性について、以下の点に対して箇条書きで記入して下さい。  
①今後の課題  
②対応計画

活用効果の根拠に関する記入（施工単価に入力した内容の根拠となる積み上げの内訳を入力して下さい）

新技術情報入力システム(建設版) Ver7.700

メニュー 名称・分類等 概要 従来技術との比較 施工実績等 印刷プレビュー ヘルプ 保存

技術名称 ○○型鋼矢板  
※タイトルが 太字の項目は入力必須項目です。

活用効果

従来技術名 テスト

比較の対象となる従来技術名を記入していただければ、以下の各項目を入力することはできません。

活用効果の根拠 経済性及び工程は、「活用効果の根拠」にて、新技術及び従来技術の内訳を記入してください。算出された変化値により自動で選択されます。

活用効果の根拠

技術名称 test1  
比較する従来技術名称 テスト  
問い合わせ会社

確定 キャンセル

一般 従来技術名を入力しなければ活用効果の根拠は入力できません。

基準とする数量 100 単位 m  
(例: 100m, 1km など)

経済性、工程を比較するための基本となる数量を入力してください。

新技術	従来技術	変化値
経済性 円	円	%
工程 日	日	%

経済性と変化値は自動で算出されます。変化値 イナスの場合は、低下を示す

新技術の内訳 (50項目まで)

項目	仕様	数量	単位

合計 0 円 / 100m あたり 内訳は50項目まで入力できます。数量は半角で入力してください。

従来技術の内訳

項目	仕様	数量	単位

合計 0 円 / 100m あたり 内訳は50項目まで入力できます。数量は半角で入力してください。

新技術の内訳入力

項目 (半角納付 及び 連続するスペースは入力できません。)

仕様 (半角納付 及び 連続するスペースは入力できません。)

数量 (半角入力 例: 5000)

単位

単価(円) (半角入力 例: 5000)

金額(円) (半角入力 例: 5000)

摘要 (半角納付 及び 連続するスペースは入力できません。)

確定 キャンセル

従来技術の内訳入力

項目 (半角納付 及び 連続するスペースは入力できません。)

仕様 (半角納付 及び 連続するスペースは入力できません。)

数量 (半角入力 例: 5000)

単位

単価(円) (半角入力 例: 5000)

金額(円) (半角入力 例: 5000)

摘要 (半角納付 及び 連続するスペースは入力できません。)

確定 キャンセル

- 「基準とする数量」と「単位」を記入して下さい。
- 極力 1、10、100 を基準数量として記入して下さい。なお、これにより難しい場合についても具体的な数量当りの費用として記入して下さい（「1式」当りは不可です）。

- 「経済性」の「新技術」および「従来技術」の金額が0円となっていないことを確認して下さい。

- 「経済性」の「変化値」は、下記の「新技術の内訳」と「従来技術の内訳」に記入すると自動計算され、表示されます。また、活用効果欄の「経済性」の「変化値」にも表示されます。

- 「工程」の「新技術」および「従来技術」の「日数」を記入して下さい。
- 「工程」の「新技術」および「従来技術」の「日数」が0日となっていないことを確認して下さい（「新技術」および「従来技術」とも工程が同じでも0日は不可です）。

- 「工程」の「変化値」は、下記の「新技術の内訳」と「従来技術の内訳」に記入すると自動計算され、表示されます。また、活用効果欄の「工程」の「変化値」にも表示されます。

- 「項目」、「仕様」、「数量（半角）」、「単位」、「単価（半角）」を入力して下さい。
- 「金額」は自動計算され、表示されます。
- 金額は、施工単価を算出するための内訳です。このため、必ずイニシャルコストで計算して下さい。なお、トータルコストが向上する場合は、比較のポイント（P24, P25）に詳細を記述して下さい。
- 条件付で比較する場合は、「摘要」に条件を記入して下さい。なお、比較における条件がない場合は、「特になし」と記入して下さい。

④施工実績等

The screenshot shows the 'Construction Performance' (施工実績) section of the software. It includes a table for recording construction projects with columns for 'Project Name', 'Business Type', 'Local Government Name', 'Office', 'Construction Start', 'Construction End', and 'CORINS Registration No.'. Below the table are sections for 'Special/Utility New Case' (特許・実用新案) and 'Third-party Evaluation/Award' (第三者評価・表彰等). The 'Special/Utility New Case' section has fields for 'Special Number', 'Special Status', 'Special Type', and 'Special Fee'. The 'Third-party Evaluation/Award' section has fields for 'Evaluation Year/Month/Day', 'Evaluation Period', and 'URL'.

●施工実績 欄

実績件数

- ・申請する新技術の実績件数を記入して下さい。
- ・実績件数が無い場合には、0件と記入して下さい。
- ・事業種類の定義は、以下のとおりです。
  - 技術活用パイロット : 新技術を試行し、積算資料及び施工資料の整備等に関する事項を調査するために行う事業
  - 特定技術活用パイロット : 技術活用パイロットのうち建設技術協議会において特定した技術を対象として統一的かつ重点的に行うもの
  - 試験フィールド : 新技術を試行し、現場における適用性等、活用の効果等を検証するために行う事業
  - リサイクルモデル事業 : パイロット事業において、技術により発生抑制や再生利用を行う事業
  - 一般工事 : 一般の直轄工事
  - 特定試験フィールド : 試験フィールドのうち建設技術協議会において特定された、事業執行上のニーズが特に高い技術を対象として、検証を行う事業
  - その他 : 直轄以外の工事
- 注1) 実績件数は、発注者が国土交通省（旧建設省、旧運輸省）、その他公共機関、民間であるか否かで判断します。
- 注2) 施工期間は、元請け工事の施工期間を記入して下さい。
- 注3) CORINS 登録番号はできる限り確認して記入して下さい。また、業務実績の場合には、番号の後ろに（TECRIS）と記入してください。

実績追加

- ・実績追加のボタンを押して、必要事項（工事名、事業種類、地整名、事務所名、CORINS 登録番号、施工期間）を記入して下さい。
- ・施工期間は、工種の施工期間ではなく、全体工期（その工事自体の契約期間）を記入して下さい。
- 注1) 実績件数に記入した施工実績を全て「施工実績の内訳」に記入して下さい（必ず実績件数と施工実績との整合性を取って下さい）。なお、件数が多く20件を越える場合は、最新の実績（もしくは代表的な実績）から順に記入するようにして下さい。

●特許・実用新案欄

- ・特許・実用新案の有無、出願状況について、現時点（申請書類の提出時）におけるものを選択して下さい。

●第三者評価・表彰等欄

- ・国土交通省及び建設技術審査証明協議会が実施している建設技術評価（建設技術研究開発助成制度）、建設技術審査証明事業、民間開発建設技術の技術審査・証明事業、港湾関連民間技術の確認審査・評価事業において、評価・証明された技術について、該当する箇所を記入して下さい。
- ・建設技術審査証明とは、建設技術審査証明協議会会員の国土交通省所管である公益法人による技術審査および証明を示します。但し、過去に建設技術証明を取得した技術であっても、有効期間が過ぎているものは、当該の証明が有効とはなりません。
- ・建設技術評価とは、昭和53年建設省告示第976号に基づいて、国土交通省（旧建設省）が開発課題を提示し、それに対して民間が開発する技術を建設技術評価委員会の結果を受けて、国土交通大臣が評価を与えた技術を示します。
- ・港湾関連民間技術の確認審査・評価事業とは、平成12年10月から（財）沿岸技術研究センターの自主事業として開始されたものです。この事業で評価を与えた技術を示します。
- ・その他の制度等による証明とは、他省庁で行っている制度を示します。

●第三者評価・表彰等<追加>欄

- ・第三者評価・表彰等を取得している場合は、追加ボタンを押して証明項目、試験調査内容、結果を記入して下さい。

**実験等実施状況** (半角約32文字以内) 全角で1000文字まで

文章

1. 試験実施日:平成〇〇年〇〇月〇〇日  
 2. 試験場所:〇〇〇〇試験センター  
 3. 目的:〇〇〇〇を安全で安心なことを確認する。  
 4. 試験方法:〇〇〇〇試験により測定する。  
 5. 試験結果:荷重〇〇まで加えた後、荷重60に保った時、残留変位は〇〇mmであった。  
 6. 考察:基準値が〇〇mm以内なので、合格であることを確認した。

写真 選択 クリア 写真タイトル

ファイル名

	A	B	C	D	E	F
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

添付資料 (半角約32文字以内) 全角で1000文字まで

文章

参考文献 (半角約32文字以内) 全角で1000文字まで

文章

その他の写真及びタイトル (半角約32文字以内) 画像ファイル名を選択して下さい。

その他の写真1 選択 クリア 写真タイトル

ファイル名1

その他の写真2 選択 クリア 写真タイトル

ファイル名2

その他の写真3 選択 クリア 写真タイトル

ファイル名3

※) その他123の画像は最後に表示されます。  
 写真や図などは、GIF あるいは JPEG 形式の画像ファイルにしてください。  
 画像の横幅は最大でも 横600pixel以内におさまるようにしてください。  
 画像ファイルの大きさは、185KB以内以内してください。

●実験等実施状況 欄

文章

- ・申請する新技術の成立性、適用性等を確認するために、どのような試験を実施し、どのような結果が得られたかについて、代表的な実験結果を図表も使って定量的に説明して下さい。
- ・また、その結果が従来技術あるいは技術基準と比較して、どのような結果が出たかについても記入して下さい。
- ・実験場所および年月を記入して下さい。

写真

- ・写真は、実験の実施状況を掲載して下さい。
- ・写真タイトルは、必ず記入して下さい(全角25文字以内)。

表

- ・一覧表が作成できます。
- ・20列×20行まで可能(行や列の挿入は出来ません)。

●添付資料 欄

- ・申請する新技術について、技術の成立性、適用性等を確認するための実験資料、積算資料等があれば、その資料を示す名称を記入して下さい。
- ・パンフレット、学会等での発表論文(コピー可)等は、添付資料に含みます。
- ・技術詳細説明資料(様式3)で記載する「⑦添付資料名・番号(根拠データ等)」の内容との整合を取るようして下さい。
- ・ここに記入する資料は、NETIS 閲覧者の要請に応じ、NETIS 申請者より提供できるものとします。
- ・提供できない資料については、記入の必要はありません。  
 注) 提出して頂いた資料は、ご返却しませんのでご了承下さい。

●参考文献 欄

- ・添付資料以外のもので、申請する新技術において参考にした文献を記入して下さい。

●その他(写真及びタイトル) 欄

- ・申請する新技術が良く分かる写真(原則カラー)を使用して下さい。
- ・選択ボタンを押すと「ファイルを開く」という画面が出て画像ファイルを指定できます。
- ・写真タイトルを必ず記入して下さい(全角25文字以内)。
- ・写真(図)などのファイル形式は、JPEG あるいは GIF 形式を使用して下さい。
- ・画像ファイルの大きさは185KB 以内にして下さい。
- ・画像の横は最大600pixel 以内、縦は1000 pixel 以内にして下さい(縦A4サイズで出力できる)。
- ・図面を利用する場合は、プリントアウトした時に文字や数字などがはっきり分かるものを使用して下さい。

(3) 技術詳細説明資料（様式3）

- ・ 技術詳細説明資料（様式3）は、技術の成立性を確認するための資料です。
- ・ 活用を想定する工事等の各種基準値等に対応する当該技術の「経済性」、「安全性」、「耐久性」、「品質・出来形」、「施工性」、「環境」等を記載して下さい。

・ インターネットホームページ（<http://www.netis.mlit.go.jp>、港湾技術は <http://www.ysk.nilim.go.jp/cals/>）から書式ファイルをダウンロードし、入力・印刷して下さい。

・ この部分は NETIS で一般公開されます。

- ・ 本様式に記入する項目は試行調査時の確認項目となり、試行工事において実証して頂きますので、正確に漏れなく記入してください。
- ・ 作成方法が分からない場合は、申請・相談窓口にお問い合わせ下さい。
- ・ NETIS に登録済みの技術詳細説明資料（様式3）を参考に記入下さい。
- ・ 比較対象となる従来技術がない場合は、申請・相談窓口にご相談下さい。

技術詳細説明資料											
技術の名称			比較対象とする従来技術			技術名称			決定理由		
開発会社名											
NETIS登録番号			□登録済み:登録番号【                      】 □未登録								
申請先の地方整備局											
分類			[レベル1:建築設備(機械)], [レベル2:給排水衛生設備工事 ], [レベル3:                      ], [レベル4:                      ]								
使用可能な工事の種類						その他					
評価項目				申請者記入欄				備考			
大	中	小	従来技術のコスト	申請技術のコスト	従来技術との比較<結果>	従来技術積算条件	申請技術積算条件	申請技術の積算方法	添付資料名・番号 (根拠データ等)	従来技術引用元	
経済性	イニシャルコスト										
	ランニングコスト										
	その他										
評価項目(該当しない項目は記入する必要はありません)				申請者記入欄				備考			
大	中	小	①現行基準値等	②現行基準との比較<結果>	③申請技術について実証により確認した数値等	④従来技術との比較<結果>	⑤申請技術の数値採取条件	⑥実証方法・機関	⑦添付資料名・番号 (根拠データ等)	⑧基準値等の引用もと	
安全性	構造										
	※労働安全衛生法上の安全性等は含まない。 ※仮設工については施工段階の安全性は含まない。	施工段階									
耐久性	物性										
	形状										
品質・出来形	能力										
	材料										
施工性	施工										
	完成物										
環境	合理化										
	現場条件										
その他(自由設定) *申請内容を踏まえ評価項目を設定して下さい。	適用範囲										
	自然条件										
その他(自由設定) *申請内容を踏まえ評価項目を設定して下さい。	施工管理										
	羅易成										
その他	社会環境										
	独自基準等の有無	技術指針、設計基準等	有無他( )								
		積算基準等	有無他( )								
		施工管理基準等	有無他( )								
	その他										

●基本事項の記入欄  
●経済性の記入欄  
・詳細は P23 に示しています。

●安全性、耐久性 等の記入欄  
・詳細は P24 に示しています。

●その他の記入欄  
・詳細は P25 に示しています。

申請者記入欄の語句の定義

- ① 「現行基準値等」：基本事項で入力した「使用可能な工事の種類」に応じた現行基準値。<場合により、自社設定値、製造基準値等、品質管理値 >
- ② 「現行基準との比較」：「申請技術について実証により確認した数値等」を「現行基準値等」と比較した結果。また、「現行基準値等」に採取条件があり、「数値採取条件」と異なる場合は、その比較結果も入力。文章の場合は要旨。
- ③ 「申請技術について実証により確認した数値等」：評価項目毎の申請技術の数値等、内容、同要旨説明
- ④ 「従来技術との比較」：技術開発者が想定している従来技術の数値等との比較内容。
- ⑤ 「申請技術の数値採取条件」：「申請技術について実証により確認した数値等」を採取したときの条件。
- ⑥ 「実証方法・機関」：「申請技術について実証により確認した数値等」の実証方法及び確認した機関名。（公共試験機関、自社）
- ⑦ 「添付資料名・番号（根拠データ等）」：「申請技術について実証により確認した数値等」の根拠となる申請時添付資料の資料番号とその資料名およびページ番号。
- ⑧ 「基準値等の引用もと」：「現行基準値等」が掲載されている引用元と、その数値が掲載されている箇所まで具体的に記述。

●基本事項の記入

技術の名称		対象とする 従来技術	技術名称
開発会社名	NETIS 登録番号 <input type="checkbox"/> 登録済み：登録番号【   】 <input type="checkbox"/> 未登録		選定理由
申請先の地方整備局	分類	その他	
使用可能な工事の種類	「レベル1：   」 「レベル2：   」 「レベル3：   」 「レベル4：   」		

・技術概要説明資料（様式2）の分類・区分欄の区分において、「工法・材料・機械・製品・システム」選択したものを書いてください。

・技術概要説明資料（様式2）の分類・区分欄の分類1で選択したレベル1～レベル2の内容に書き換えて下さい。  
 ・技術の名称、開発会社名、NETIS 登録番号、申請先の地方整備局を記入して下さい。  
 ・分類は新技術が主に活用されるもの（分類1）を記入して下さい。  
 ＊内容は様式2及び様式4と整合しているか確認してください。  
 ・登録済み技術の場合は、「■登録済み」として既登録番号を記入し、新規登録の場合は、「■未登録」として下さい。

●経済性の記入欄

評価項目			申請者記入欄							
大	中	小	従来技術 のコスト	申請技術 のコスト	従来技術と の比較 ＜結果＞	従来技術 積算条件	申請技術 積算条件	申請技術 積算方法	添付資料名・ 番号 (根拠データ等)	従来技術 引用元
経済性	イニシャルコスト									
	ランニングコスト									
	その他									
	トータルコスト									

・対象とする従来技術は、技術概要説明資料（様式2）の「従来技術との比較」で記述した『従来技術』と同じ名称を記入して下さい。  
 ・選定理由欄に従来技術を選定した理由を記入して下さい。

・技術概要説明資料（様式2）の概要欄の「文章」において記入した『③公共工事のどこに適用できるか』を参考に使用可能な工事の種類を記入して下さい。

●評価項目の欄  
 ・小項目には、コストの内容（内訳）や単位などを記入して下さい。  
 ・該当しない場合には「－」を記入して下さい。

●従来技術のコスト、申請技術のコストの欄  
 ・技術概要説明資料（様式2）における「活用の効果の根拠」で記入したものと同一として下さい。  
 ・単位数を明確にしたものを記入して下さい。  
 （例：2,000 千円/m<sup>2</sup>, 15 千円/12 本）。

●従来技術との比較＜結果＞の欄  
 ・従来技術との比較数値は、技術概要説明資料（様式2）の記載内容と整合するようにして下さい。  
 ・何%の向上であるかを記入して下さい。  
 （例：約10%の向上）。

●従来技術の積算条件の欄  
 ・積算上必要と思われる条件を明示して下さい。  
 （例：鋼管杭工の場合：杭径、杭長、杭本数、土質 等）

●従来技術の引用元の欄  
 ・原則として、「国土交通省 土木工事標準歩掛」、「港湾土木請負工事積算基準」、「建設物価」、「積算資料」より引用して下さい。  
 ・場合によっては、各工法協会等で発行する積算資料も可とします。

●添付資料名・番号（根拠データ等）の欄  
 ・添付資料の資料番号とその資料名および該当ページ番号を記入して下さい（添付資料には資料番号を付けて下さい）。  
 例）資料番号3：〇〇工法設計要領PO～PO

●申請技術の積算方法の欄  
 ・積算額をどのように算出したかを記入して下さい。  
 例）自社実績による歩掛

●申請技術積算条件の欄  
 ・積算上必要と思われる条件を明示して下さい。  
 （例：鋼管杭工の場合：杭径、杭長、杭本数、土質 等）

●安全性、耐久性 等の記入欄

- ・ 大項目は、変更・削除しないで下さい。
- ・ 中項目は、技術に応じて変更・削除することは可能ですが、申請・相談窓口にご相談して下さい。
- ・ 申請者記入欄（現行基準値～従来技術との比較）については、内容を簡潔に記入して下さい。
- ・ 評価項目は、当該技術において該当しない場合、「－」を記入して下さい。
- ・ 小項目には、中項目の詳細項目を記入して下さい。
- ・ 小項目は、必要に応じて記入欄を追加して下さい。
- ・ 平成17年度からNETISの登録・更新において、技術詳細説明資料（様式3）を作成しています。平成17年度以降に登録・更新された新技術の記入内容なども参考にして下さい。  
⇒ 登録済みの技術詳細説明資料（様式3）の検索方法は、次ページに示しています。

評価項目			申請者記入欄							
大	中	小	①現行基準値等	②現行基準との比較<結果>	③申請技術について実証により確認した数値等	④従来技術との比較<結果>	⑤申請技術の数値採取条件	⑥実証方法・機関	⑦添付資料名・番号（根拠データ等）	⑧基準値等の引用もと
安全性 *労働安全衛生法上の安全性等は含まない	構造									
	施工段階 *仮設工については施工段階の安全性は含まない									
耐久性	物性									
	形状									
	能力									
品質・出来形	材料									
	施工									
	完成物									
施工性	合理化									
	現場条件									
	適用範囲									
	自然条件									
	施工管理									
環境	難易度									
	社会環境									
その他（自由設定）										
その他（自由設定）										

安全性：技術によって得られる成果（もの、システム、サービス）および適用するプロセスの安全性（労働安全や運搬機材の安全性など労働安全衛生法上の安全性は含まない）

- ・ 構造：技術によって得られる成果の構造やシステムの安全性やその成果を利用する場合の安全性（例えば、交通安全や防災等に関するものも含む）。
- ・ 施工段階：施工中の現場内および周辺での安全性やその管理のしやすさ

耐久性：技術によって得られる成果が継続的かつ長期的に保持できる性能

- ・ 物性：物理的特性値、化学的特性値を保持できる期間
- ・ 形状：目的物の形状を保持できる期間
- ・ 能力：能力を示す特性値を保持できる期間

品質・出来形：品物またはサービスが使用目的を満たしているかどうかを決定するための評価の対象となる固有の性質および性能の全体・当該技術の正確さ、寸法、形などの出来上がり

- ・ 材料：技術で用いる材料が具備する強度、密度、質量などの特性値
- ・ 施工：技術を適用するプロセスにおいて必要な管理基準や規格値など
- ・ 完成物：技術によって得られる成果の正確さ、外から見た場合の寸法、形、大きさ、見栄えなど

施工性：施工における工程、適用条件、難易度など

- ・ 合理化：工程などシステムや機械の導入による合理化の程度
- ・ 現場条件：当該技術が適用可能な現場条件（自然条件以外）
- ・ 適用範囲：当該技術が適用可能な適用範囲（制約条件）
- ・ 自然条件：当該技術が適用可能な自然条件（地形、地質、気象など）
- ・ 施工管理：当該技術の施工における管理項目や管理頻度など
- ・ 難易度：当該技術の施工にあたっての難しさの程度

環境：技術によって得られる成果が、社会に与える影響

- ・ 社会環境：当該技術の適用時に発生する地域や社会への影響

その他（自由設定）

- ・ 様式2で記載した、技術特性に応じた任意の技術的事項。

①現行基準値等

- ・ 申請技術に対応した現行基準等から、現行基準値等を記入して下さい。
- ・ 場合により、自社設定値、製造基準値、品質管理値等を記入して下さい。

②現行基準との比較<結果>

- ・ 「①現行基準値等」が記入されている場合のみ記入して下さい。
- ・ 「申請技術について実証により確認した数値等」を「現行基準値等」と比較した結果を記入して下さい。  
例）「現行基準に適合」、「現行基準に比べて20%向上」

③申請技術について実証により確認した数値等

- ・ 評価項目毎に申請技術の数値等と内容について実証により確認した要点を記入して下さい。数値等の記入に際しては、活用した際の試行調査の基礎資料となるため、一般的な測定方法で確認できるなどの配慮を行うこと。  
例）各杭ごとに鉛直交番載荷試験をおこない、杭の鉛直方向支持力が全て800kN/m以上であることを確認した。

④従来技術との比較<結果>

- ・ 想定している従来技術の数値等との比較した結果を記入して下さい。
- ・ 同等、向上等の比較および理由を明記して下さい。

⑤申請技術の数値採取条件

- ・ 「申請技術について実証により確認した数値等」を採取したときの条件を記入して下さい。  
例）試験施工において、最大施工深さ：φ267.4→34.7m、φ355.6→41.0mを実施した結果

⑥実証方法・機関

- ・ 「申請技術について実証により確認した数値等」の実証方法と確認した機関名を記入して下さい（公共試験機関、自社）。  
例）試験施工・載荷試験（H13.4月～H16.4月）、性能評価：（財）日本建設センター

⑦添付資料名・番号（根拠データ等）

- ・ 「申請技術について実証により確認した数値等」の根拠となる添付資料の資料番号とその資料名およびページ番号を記入して下さい。  
例）資料番号3：〇〇工法設計要領 PO～PO

⑧基準値等の引用もと

- ・ 「①現行基準値等」が掲載されている引用元と、その数値が掲載されている箇所を具体的に記入して下さい。  
例）道路橋示方書・同解説〔IV下部構造編〕（H14.3）  
日本道路協会 12.11.4 鋼管杭  
注）公表されているものを記入して下さい。

●その他の記入欄

その他	独自基準等の有無	技術指針、設計基準等	有無他 ( )
		積算基準等	有無他 ( )
		施工管理基準等	有無他 ( )
	その他		

- ・ その他として、独自基準の有無について、記入して下さい。
- ・ 有無に○をつけて下さい。なお、現行基準類以外は独自基準になります。
- ・ 「有」および「他」の場合は ( ) に該当するものを記入して下さい。
- ・ 独自基準等がある場合、その資料名を記入して下さい。
- ・ 表下段の「その他」は、申請者がアピールしたいことを記入して下さい。

《技術詳細説明資料（様式3）の記入例》

【区分】 レベル1～レベル2		技術詳細説明資料								様式3
技術の名称	〇〇〇〇工法	比較対象とする従来技術	技術名称	△△工法						
開発会社名	株式会社△△		選定理由	一般的に採用実績が多い工法なので、従来技術として△△工法を選定した。						
NETIS登録番号	〇登録済み・登録番号【 】 □未登録									
申請先の地方整備局	〇〇整備局 〇〇技術事務所									
分類	[レベル1:建築設備(機械)]、[レベル2:給排水衛生設備工事 ]、[レベル3: ]、[レベル4: ]									
使用可能な工事の種類	□□工事	その他								

評価項目(該当しない項目は記入する必要はありません。)			申請者記入欄							備考	
大	中	小	従来技術のコスト	申請技術のコスト	従来技術との比較<結果>	従来技術積算条件	申請技術積算条件	申請技術の積算方法	添付資料名・番号 (根拠データ等)	従来技術引用元	
経済性	イニシャルコスト	単位数量当たり	55,000円/100㎡	48,000円/100㎡	12.7%向上	改良幅 □m 改良厚 ○mm 施工延長 △△m	改良幅 □m 改良厚 ○mm 施工延長 △△m	自社歩掛	【添付資料1】 〇〇工法工事価格表(概算)	『国土交通省 土木積算基準』 (平成〇〇年度版)P.〇～△△	-
	ランニングコスト	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	トータルコスト	-	55,000円/100㎡	48,000円/100㎡	12.7%向上	-	-	-	-	-	-

評価項目			申請者記入欄							備考	
大	中	小	①現行基準値等	②現行基準との比較<結果>	③申請技術について実証により確認した数値等	④従来技術との比較<結果>	⑤申請技術の数値採取条件	⑥実証方法・機関	⑦添付資料名・番号 (根拠データ等)	⑧基準値等の引用もと	
安全性	構造	〇〇の構造	施工後に△△がないこと。	適合	△△がないことを確認している。	従来も施工後に△△がないことから同等	〇件の施工実績	施工実績において自社で確認	【添付資料1】 〇〇工法施工要領	『土木工事共通仕様書 〇-〇-〇 △△』平成〇〇年度 P. △△～□□	-
	施工段階 ※労働安全衛生上の安全性等は含まない。	作業員に対する事故等の防止	作業員に対する事故等が発生しないこと。	適合	20件の施工実績において作業員に対する事故等は発生していないことを確認している。	従来も作業員に対して事故等は発生していないので同等	〇件の施工実績	施工実績において自社で確認	【添付資料2】 □□工事・施工計画書 安全管理	自社基準	-
耐久性	物性	△△強度	△△強度 N/m㎡	適合	△△強度 N/m㎡であることを確認している。	従来よりも△△強度が増加するので向上	△△強度試験	△△強度試験 (財)〇〇試験センター	【添付資料3】 試験結果一覧 P. 〇	『土木工事共通仕様書 〇-〇-〇 △△』平成〇〇年度 P. △△～□□	-
	形状	□□型	□□がないこと。	適合	□□による□□がないことを確認している。	従来も□□による□□がないので同等	耐久△△強度試験	□□試験 (財)〇〇試験センター	【添付資料3】 試験結果一覧 P. △	『道路標示方書・同解説〇〇編』 (H△△月) P.□□～△△	-
	能力	特性値改修必要期間	-	適合	□□年度以上改修が不要であることを確認している。	従来は△△年で改修が必要なので向上	試験施工	〇〇工法試験施工 社内検証	【添付資料3】 試験結果一覧 P. □	-	-
品質・出来形	材料	材料の規格	JIS〇〇〇	適合	使用材料はJIS〇〇〇であることを確認している。	従来も使用材料はJIS〇〇〇なので同等	JIS規格	××試験 (財)〇〇試験センター	【添付資料3】 試験結果一覧 P. 〇	『土木工事共通仕様書 〇-〇-〇 △△』平成〇〇年度 P. △△～□□	-
	施工	使用機械	〇〇を使用して施工すること。	適合	〇〇を使用して施工していることを確認した。	従来も〇〇を使用するので同等	〇件の施工実績	施工実績において自社で確認	【添付資料1】 〇〇工法施工要領	自社規格	-
施工性	完成物	〇〇の構造仕上げ	厚 土〇〇mm	適合	厚 土〇〇mmの範囲内である。	従来より数値のバラツキが小さいので向上	〇件の施工実績	施工実績において自社で確認	【添付資料1】 〇〇工法施工要領	『土木工事共通仕様書 〇-〇-〇 △△』平成〇〇年度 P. △△～□□	-
	合理化	工程	-	適合	従来に比べ合理化であることを確認している。	従来は100㎡/1日 50%の短縮なので向上	〇件の施工実績	施工実績において自社で確認	【添付資料1】 〇〇工法施工要領	-	-
	現場条件	作業スペース	〇m×〇mの作業スペースが必要。	適合	〇m×〇mの作業スペースがあれば施工可能であることを確認している。	従来も〇m×〇mの作業スペースが必要なので同等	試験施工	〇〇工法試験施工 社内検証	【添付資料3】 試験結果一覧 P. □	自社基準	-
	適用範囲	適用範囲	△△～□□の適用範囲であること。	適合	△△～□□の適用範囲で施工可能であることを確認した。	従来よりも適用範囲が広がったので向上	試験施工	〇〇工法試験施工 社内検証	【添付資料3】 試験結果一覧 P. □	自社基準	-
	自然条件	天候	悪天候時は施工しないこと。	適合	悪天候時は施工しないことを確認している。	従来も悪天候時は施工できないので同等	〇件の施工実績	施工実績において自社で確認	【添付資料1】 〇〇工法施工要領	自社基準	-
	気温	施工時の周辺温度が〇℃以上、40℃以下であること。	適合	施工時の周辺温度が〇℃以上、40℃以下であることを確認している。	従来も気温に関する制約があるので同等	〇件の施工実績	施工実績において自社で確認	【添付資料1】 〇〇工法施工要領	自社基準	-	-
	施工管理	施工管理項目及び頻度	厚の施工管理は〇〇㎡につき〇〇回行うこと。	適合	厚の施工管理は〇〇㎡につき1回行っていることを確認している。	従来も施工管理が〇〇㎡につき1回必要なので同等	〇件の施工実績	施工実績において自社で確認	【添付資料1】 〇〇工法施工要領	『土木工事共通仕様書 〇-〇-〇 △△』平成〇〇年度 P. △△～□□	-
難易度	熟練工への依頼度	〇〇の取扱いについては、△△の有資格者が確認すること。	適合	〇〇の取扱いについては、△△の有資格者が確認すること。	従来も〇〇の取扱いは有資格者によるので同等	〇件の施工実績	施工実績において自社で確認	【添付資料1】 〇〇工法施工要領	自社基準	-	
環境	社会環境	資源	〇〇のリサイクル。	適合	〇〇をリサイクルし施工可能であることを確認している。	〇〇をリサイクルしているので向上	◇◇試験	◇◇試験 (財)〇〇試験センター	【添付資料3】 試験結果一覧 P. ※	自社基準	-
品質・出来形(工事完了後)	完成物	美観	〇〇年経過後においても構造物の美観を維持する。	適合	完成から〇〇年経過後でも△△部にひび割れが無く、美観は保たれていることを確認した。	従来技術は〇〇年経過後には△△部ひび割れが発生するので向上	〇件の施工実績	施工実績において確認	【添付資料4】 現地確認結果一覧 P. ※	自社基準	-
その他	独自基準等の有無	技術指針・設計基準等	有(自社基準)								
		積算基準等	有(自社歩掛)								
		施工管理基準等	有(自社基準)								
	その他										

申請者記入欄の語句の定義

①	「現行基準値等」：基本事項で入力した「使用可能な工事の種類」に応じた現行基準値。<場合により、自社設定値、製造基準値等、品質管理値 >
②	「現行基準との比較」：「申請技術について実証により確認した数値等」を「現行基準値等」と比較した結果。また、「現行基準値等」に採取条件があり、「数値採取条件」と異なる場合は、その比較結果も入力。文章の場合は要旨。
③	「申請技術について実証により確認した数値等」：評価項目毎の申請技術の数値等、内容、同要旨説明
④	「従来技術との比較」：技術開発者が想定している従来技術の数値等との比較内容。
⑤	「申請技術の数値採取条件」：「申請技術について実証により確認した数値等」を採取したときの条件。
⑥	「実証方法・機関」：「申請技術について実証により確認した数値等」の実証方法と確認した機関名。(公共試験機関、自社)
⑦	「添付資料名・番号(根拠データ等)」：「申請技術について実証により確認した数値等」の根拠となる申請時添付資料の資料番号とその資料名およびページ番号。
⑧	「基準値等の引用もと」：「現行基準値等」が掲載されている引用元と、その数値が掲載されている箇所まで具体的に記述。

(4) 比較表 (様式 4)

比較表 (様式 4) は、「経済性」、「工程・工期」、「品質」、「出来形」、「現場条件」、「設計条件」、「安全性」等を対比したもので、発注者が活用等を検討する際に、従来技術や類似技術と比較検討するための参考資料とします。

インターネットホームページ (<http://www.netis.mlit.go.jp>、港湾技術は <http://www.y.sk.nilim.go.jp/cals>) から書式ファイルをダウンロードし、入力・印刷して下さい。

この様式に記載された事項は新技術活用評価会議の参考資料として使用されます (NETISへの登録及び外部への公表は行いません)  
 (注) 従来技術との比較に加え、既存のNETIS登録技術との比較も行して下さい。また必要に応じて評価項目を追加して下さい。

比較表

様式 4

技術名 : ○○○工法	新技術 ○○○工法	従来技術 ***工法	類似技術(既存のNETIS登録技術) M建設式◇◆工法	類似技術(既存のNETIS登録技術) △▲又機工法	類似技術(既存のNETIS登録技術) ∞∞システム
工法概要					
概略図					
経済性 (イニシャル) 評価					
経済性 (ランニング) 評価					
工程・工期 評価					
品質・出来形 評価					
現場条件 評価					
設計条件 評価					
安全性 評価					
施工性 評価					
環境 評価					
その他 (自由設定) 評価					
その他 (自由設定) 評価					
NETIS番号					
備考					
総合評価					

●基本事項  
 ・ 技術名は、新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書 (様式 1) と同一として下さい。

●比較技術  
 ・ 技術概要説明資料 (様式 2) で挙げた従来技術は、必ず記入して下さい。  
 ・ 比較表は、従来技術を基準として、新技術、類似技術と比較して下さい  
 ・ 比較技術 (従来技術、類似技術) は、一般的に普及している技術をはじめ、目的物が同様の技術も含まれます。  
 ・ 類似技術は、NETISで検索できる類似技術を最低限網羅するようにして下さい。ただし、数が多い場合には、申請・相談窓口にご相談して下さい  
 ・ 類似技術の欄は、比較案の数に応じて、追加・削除して下さい。

・ 比較項目 (経済性～安全性) は、技術の種類によって付加する場合、適宜、修正して下さい。  
 ・ 経済性～安全性は、各工法の特徴を記入 (3～5行程度で簡潔に記入) して下さい。なお、各比較項目に対するコメントについては、新技術と比較する各従来技術とを同様の視点からみて、客観的な比較ができる内容としてください。  
 ・ 評価は、4段階 (◎: 著しく向上、○: 向上、△: 同程度、×: 低下) として記入して下さい。  
 ・ 従来技術の評価欄は、「-」として下さい。  
 ・ 経済性や工程は、文章又は数値を記入して下さい。また、定量的に記入して下さい。

・ 総合評価は、各評価項目から4段階 (◎: 著しく向上、○: 向上、△: 同程度、×: 低下) として記入して下さい。  
 ・ 従来技術の総合評価欄は、「-」として下さい。

・ 工法概要は、各工法の概要を記入 (3～5行程度) して下さい。

・ 概略図は、図面及びCG、模式図、写真、フロー等を入れて下さい。

比較表（様式4）の記入例》

この様式に記載された事項は新技術活用評価会議の参考資料として使用されます（NETISへの登録及び外部への公表は行いません）

（注）従来技術との比較に加え、既存のNETIS登録技術との比較も行って下さい。また必要に応じて評価項目を追加して下さい。

比較表

様式4

技術名：○○○工法

	新技術 ○○○工法	従来技術 ***工法	類似技術(既存のNETIS登録技術) M建設式◇◆工法	類似技術(既存のNETIS登録技術) △▲▽機工法	類似技術(既存のNETIS登録技術) ∞∞システム
工法概要	○○を用いた△△をする □□工法である。				
概略図				NETIS 登録技術について、挙げて下さい (以降、いくつあっても構いません。)	
経済性 (イニシャル)	48,000円/100㎡ (12.7%向上)	55,000円/100㎡	△△△円/100㎡ (△△%向上)		
評価	◎	—	○		
経済性 (ランニング)	—	—	—		
工程・工期	100㎡/0.5日 (○○%短縮)	100㎡/1日	100㎡/○○日 (○○%短縮)		
評価	◎	—	○		
品質・出来形	JIS○○○を使用	JIS○○○を使用	JIS○○○を使用		
評価	△	—	△		
現場条件	○m×○mの施工ヤード があれば施工可能	○m×○mの施工ヤード が必要である	○m×○mの施工ヤード が必要である		
評価	△	—	△		
設計条件	設計時に○○の確認が必要	設計時に○○の確認が必要	設計時に△△であるか確認が必要		
評価	△	—	△		
安全性	△△がないこと	△△がないこと	△△がないこと		
評価	△	—	△		
施工性	厚の施工管理は○○m3につき○回 行うこと。	厚の施工管理は○○m3につき○回 行うこと。	厚の施工管理は○○m3につき○回 行うこと。		
評価	△	—	△		
環境	○○のリサイクル	○○のリサイクル	○○のリサイクル		
評価	△	—	△		
品質・出来形 (工事完了後)	○○年経過後であっても△△部にひ び割れが無く、構造物の美観を維持す る。	○○年経過後であっても△△部にひ び割れが発生する。	○○年経過後であっても△△部にひ び割れが無く、構造物の美観を維持す る。		
評価	◎	—	◎		
NETIS番号	—	—	○○-○○○○		
備考	—	—	—		
総合評価	◎	—	○		

(5) NETIS 掲載情報の更新・変更時：NETIS 掲載情報の変更・更新申請書（様式 I-15）

- ・ 申請情報の追加や訂正等を行う場合に使用する書類です。
- ・ 変更・更新に関する様式（技術概要説明資料（様式 2）、技術詳細説明資料（様式 3）、比較表（様式 4）、その他参考資料）を添えて提出して下さい。

様式 I-15

公共工事等における新技術活用システム  
NETIS 掲載情報の変更・更新申請書

平成 年 月 日

国土交通省  
〇〇地方整備局長 北海道開発局長  
〇〇殿

会社名 新技術株式会社 法人印  
代表者氏名 評価 活用 公印  
所在地 東京都千代田区〇〇  
電話 03-〇〇〇〇-XXXX

NETIS 掲載情報の変更・更新について、下記のとおり申請します。

記

1. 技術名称：NETIS工法  
(商標名)：  
NETIS 登録番号(既登録)： XX-〇〇△△△△

2. 変更・更新内容：〇〇の△を◎に変更した

3. 担当窓口：氏名 〇〇  
会社名 新技術株式会社  
所 属 〇〇部〇〇課  
所在地 東京都千代田区〇〇  
電 話 03-〇〇〇〇-XXXX  
FAX 03-〇〇〇〇-XXXX

4. 添付資料： 添付資料 1：比較表（様式 4）

[改訂 11.18.6.22]

・ 申請書を提出する年月日を記入して下さい。ただし、各地方整備局等によって異なる場合があるため、申請書類を提出する窓口にご確認下さい。

・ 既登録技術を登録した地方整備局等の名称と、変更・更新申請時における局長名を記入して下さい。

・ 法人印、公印は、所定の箇所に必ず押印して下さい。  
・ 複数の会社によって開発された技術の場合は、その内容に対して責任を担う「会社名」及び「代表者名」を記入して下さい。

・ 技術名称及び NETIS 登録番号は、現在 NETIS に登録しているものとして下さい。  
・ 商標名の有無を確認し、商標名がある場合は記載して下さい。ない場合は「-」として下さい。

・ 申請情報のどの部分をどのように変更・更新したかを簡潔に記入して下さい。

・ 担当窓口は、質問、追加資料の要請などへの対応調整等の窓口となる担当者を記入して下さい。  
・ 申請者が複数の場合は、主たる担当窓口を記入して下さい。

・ 添付する資料の名称を記入して下さい。  
・ 添付資料には初めのページに整理番号をつけて下さい。  
・ 変更・更新に関する様式（技術概要説明資料（様式 2）、技術詳細説明資料（様式 3）、比較表（様式 4）、その他参考資料）を添えて提出して下さい。

(6) NETIS 掲載情報の技術改善時：NETIS 掲載情報の改善技術申請書（様式 I—16）の記入方法

- ・ NETIS（評価情報）に掲載されている技術の安全性・耐久性等の技術的事項について改善を行った場合に使用する書類です。
- ・ 改善後の技術が改善前と比べて有意差のあることを示す根拠資料（技術概要説明資料（様式 2）、技術詳細説明資料（様式 3）、比較表（様式 4）、その他参考資料）を添えて提出して下さい。

様式 I 16

公共工事等における新技術活用システム  
NETIS 掲載情報の改善技術申請書

平成 年 月 日

国土交通省  
〇〇地方整備局長 / 北海道開発局長  
〇 〇 殿

ふりがな 新技術株式会社 法人印  
代表者氏名 評価 活用 公印  
所在地 東京都千代田区〇〇  
電 話 03-〇〇〇〇-××××

NETIS 掲載情報の改善技術について、下記のとおり申請します。

記

1. 技術名称： NETIS工法  
(商標名)： -  
NETIS 登録番号(既登録)： ××-〇〇△△△△

2. 改善内容： 〇〇の△を◎に改善した

3. 担当窓口：氏名 〇 〇  
会社名 新技術株式会社  
所属 〇部〇課  
所在地 東京都千代田区〇〇  
電 話 03-〇〇〇〇-××××

4. 添付資料： 添付資料 1：技術概要説明資料（様式 2）  
添付資料 2：技術詳細説明資料（様式 3）  
添付資料 3：比較表（様式 4）

〔改訂日 H18.6.22〕

・ 申請書を提出する年月日を記入して下さい。ただし、各地方整備局等によって異なる場合があるため、申請書類を提出する窓口にご確認下さい。

・ 登録した地方整備局等の名称と局長名を記入して下さい。

・ 法人印、公印は、所定の箇所に必ず押印して下さい。  
・ 複数の会社によって開発された技術の場合は、その内容に対して責任を担う「会社名」及び「代表者名」を記入して下さい。

・ 技術名称の変更は原則として受け付けません。技術名称及び NETIS 登録番号は、現在 NETIS に登録されているものと同一のものとしてください。  
・ 商標名の有無を確認し、商標名がある場合は記載して下さい。ない場合は「-」として下さい。

・ 改善後の技術が改善前と比べて有意差のあることが分かるように記入して下さい。

・ 担当窓口は、質問、追加資料の要請などへの対応調整等の窓口となる担当者を記入して下さい。  
・ 申請者が複数の場合は、主たる担当窓口を記入して下さい。

・ 添付する資料の名称を記入して下さい。  
・ 添付資料には初めのページに整理番号をつけて下さい。

## 4. 試行の申請

### 4.1 必要な申請書類及び提出先

新技術を活用する場合に必要な申請書類は、以下のとおりです。

	施工者希望型 ※	試行申請型		事後評価のみ の申請
		施工者による申請 (請負契約締結後提案)	NETIS申請者による申請の場合	
【様式 I-7】試行申請書	—	◎ 書面:1部 〔発注事務所〕	◎ 書面:1部 〔申請・相談窓口〕	◎ 書面:1部 〔申請・相談窓口〕
【様式 I-8】試行希望調書	—	—	◎ 書面:1部 〔申請・相談窓口〕	—
【その他参考資料】 (様式自由)		○ 書面:1部 電子データ:1式 〔発注事務所〕	○ 書面:1部 電子データ:1式 〔申請・相談窓口〕	—

\* ◎: 必須 ○: 必要に応じて —: 不要

※施工者希望型で総合評価方式における技術提案を行う場合の提出書類及び提出先については入札説明書等の記載に従ってください。

#### ◆活用計画書 (様式 I-13)

施工者が施工者希望型により NETIS 登録済みの新技術について活用する場合は工事打合せ簿に新技術活用計画書を添えて発注者へ提出し、後活用するものです。

#### ◆試行申請書 (様式 I-7)

試行申請書(様式 I-7)は、NETIS申請者が NETIS 登録済みの新技術かつ事後評価未実施技術について、「試行申請型」のいずれかの申請を行なう場合及び施工者が試行調査現場照会技術を「試行申請型(請負契約締結後提案)」として活用する場合に使用する書類です。

#### ◆試行希望調書 (様式 I-8)

NETIS申請者が試行申請型により NETIS 登録済みの新技術かつ事後評価未実施技術について、試行調査を実施する現場の希望を確認するための書類です。

\* 上記の様式は、NETIS のインターネットホームページから書式ファイル(様式 I-7:ワード形式)、(様式 I-8:Excel 形式)のダウンロードが可能です。

#### ■ 試行調査現場照会技術について

《試行調査現場照会技術とは以下のとおりです》

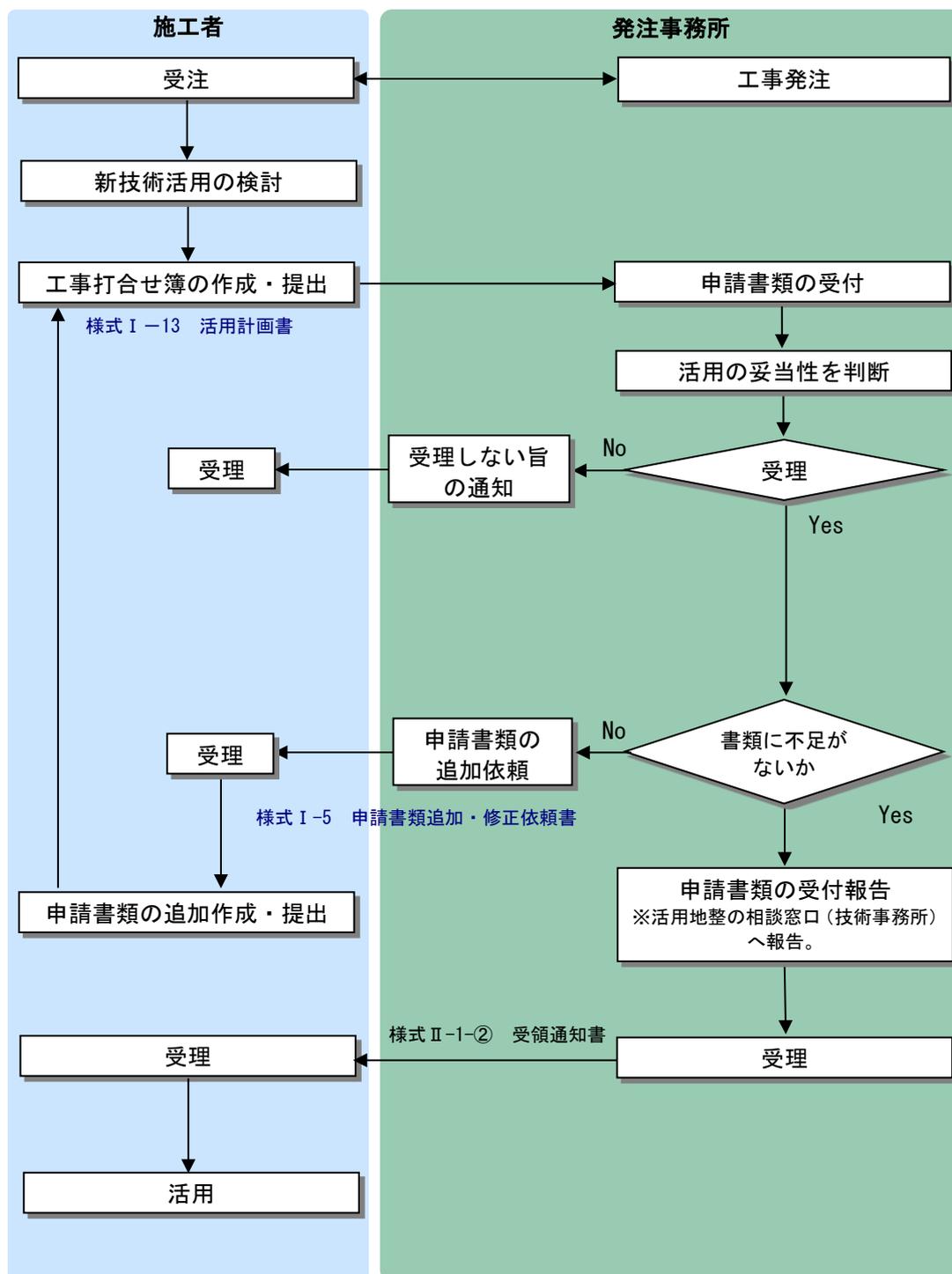
NETIS申請者により試行申請型で申請された技術のうち、事前審査で活用の実施が妥当と判断され、NETIS申請者の活用条件の希望等を踏まえて、試行調査を実施する現場の照会をしている技術。

## 4.2 申請書類の記入方法

### 4.2.1 申請の流れ

#### (1) 施工者希望型（契約締結後）

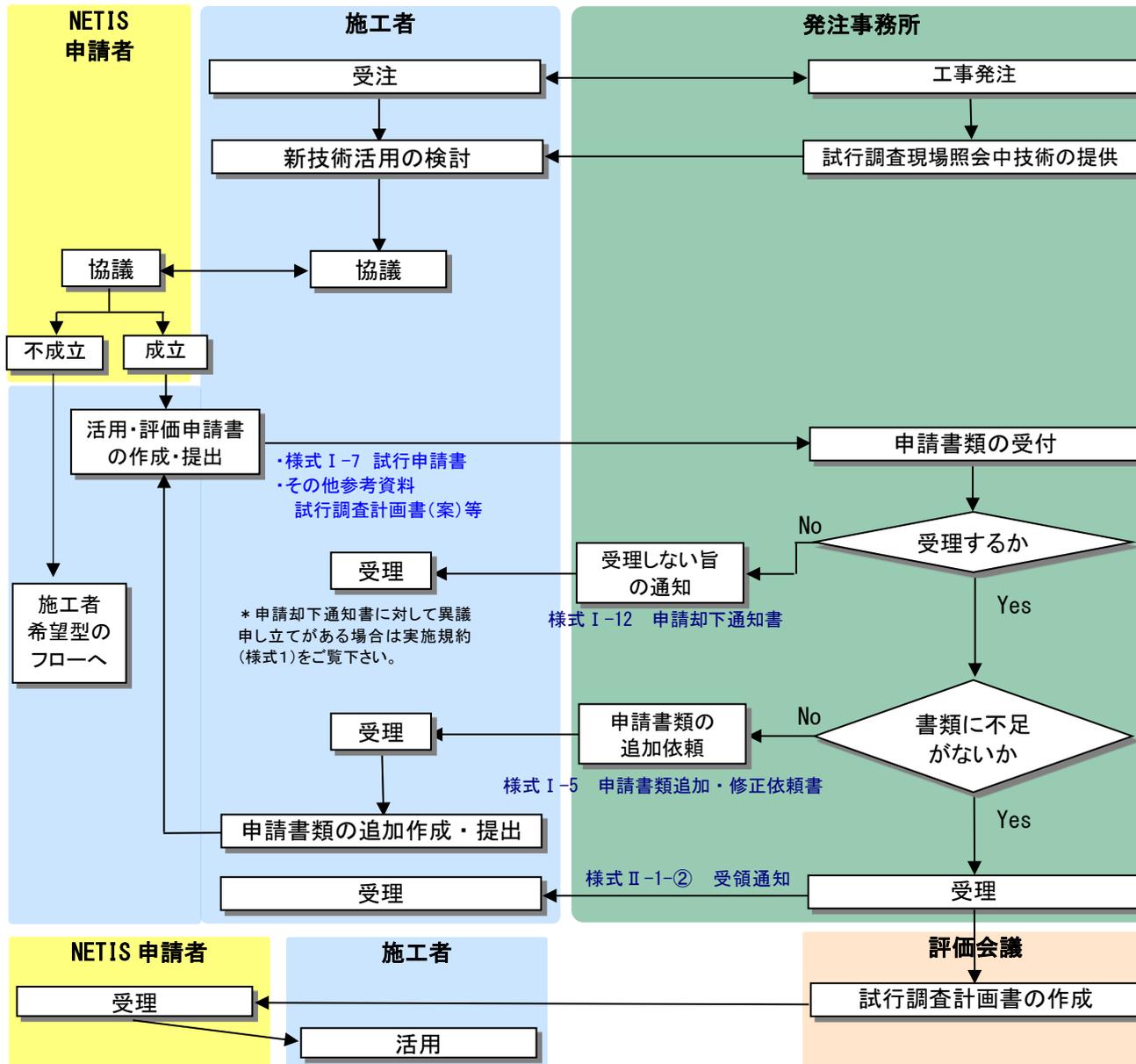
施工者が新技術の活用を申請する場合の申請の流れは、以下のとおりです。なお、「様式 I - 13 活用申請書」の記入方法は P57,P58 をご覧下さい。



(2) 試行申請型（請負契約締結後提案）

施工者が試行調査現場の照会にある新技術の活用を申請する場合の申請の流れは、以下のとおりです。なお、当該技術の試行申請型での活用は、直轄工事で1回のみとなります。

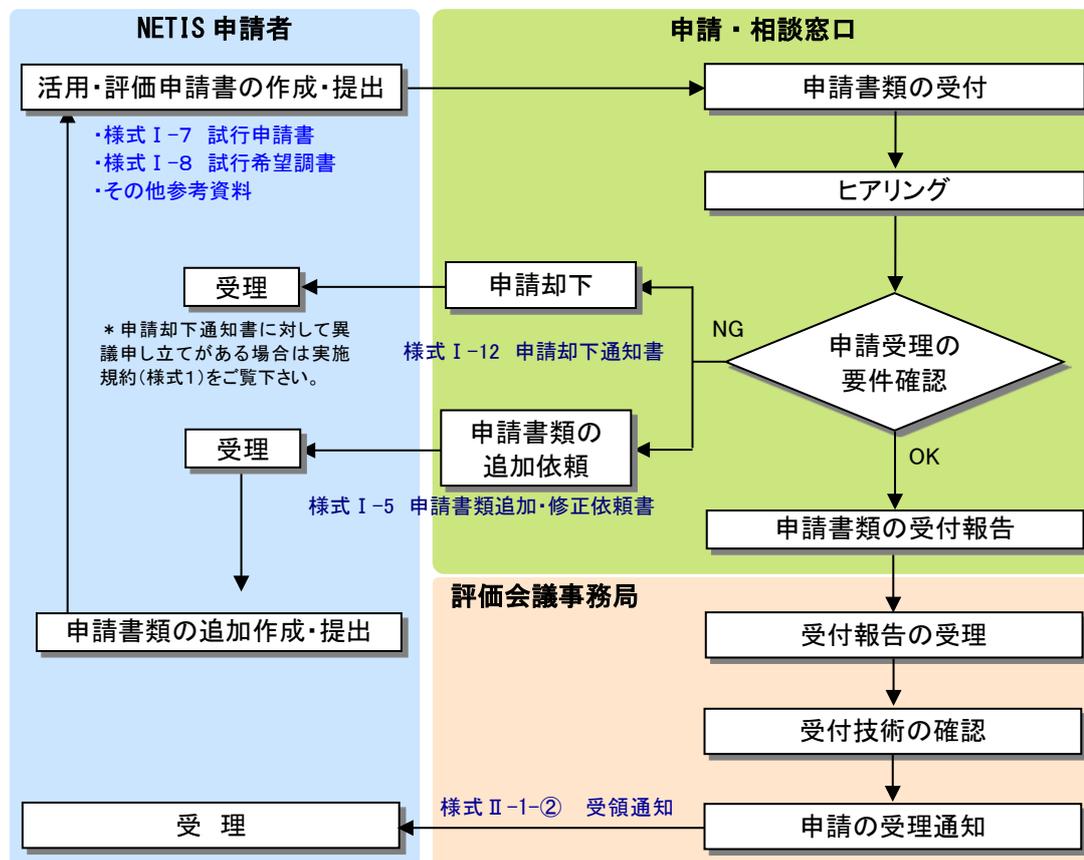
「様式 I - 7 試行申請書」の記入方法は P59,P60 をご覧ください。



(3) 試行申請型 (NETIS 申請者の場合)

NETIS 申請者が新技術の活用を申請する場合の申請の流れは、以下のとおりです。なお、事前審査を実施しても試行調査を実施する現場が見つからない場合があります。

「様式 I-7 試行申請書」の記入方法は P59,60 を、「様式 I-8 試行希望調書」の記入方法は P61~64 をご覧下さい。



\* 「様式2 技術概要説明資料」の記入方法は P14~33 をご覧下さい。

\* 「様式3 技術詳細説明資料」の記入方法は P34~43 をご覧下さい。

\* 「様式4 比較表」の記入方法は P44~47 をご覧下さい。

\* インターネットホームページアドレス <http://www.netis.mlit.go.jp> (港湾技術は <http://www.ysk.nilim.go.jp/cals/>)

#### 4.2.2 申請書類の記入方法

##### (1) 試行申請書（様式 I—7）

- ・ 試行申請型により施工者が活用する場合、NETIS 申請者が試行申請する場合及び事後評価の申請を行う場合に使用する書類です。
- ・ 技術概要説明資料（様式 2）、技術詳細説明資料（様式 3）、比較表（様式 4）、その他参考資料（様式自由）を添えて提出して下さい。

**申請書類**  
公共工事等における新技術活用システム  
**試行申請書**

平成 年 月 日

国土交通省  
地方整備局長 / 北海道開発局長  
殿

会社名 新技術株式会社  
代表者氏名 代表者氏名  
所在地 評備活用  
電 話 東京都千代田区〇〇  
03-〇〇〇〇-XXXX

地方整備局において NETIS 登録済みの新技術について、  
申請します。

【NETIS における位置付け】  
新技術の活用は、現場毎の条件の適合性等による判断に応じて設計・工事担当部署がそれぞれ行うものであり、評価結果及び申請情報に基づき当該技術の活用の実施が保証されるといった性格のものではありません。

【活用における費用負担について】  
活用に当たり標準積算額を超える費用が生じた場合は、試行調査にかかる費用として負担いたします。

【試行調査・活用効果調査における費用負担について】  
試行調査および活用効果調査については、調査にかかる費用を負担いたします。

記

①新技術名称 NETIS工法  
②NETIS 登録番号 XX-〇〇△△△△  
③申請会社等

郵便番号	100-〇〇〇〇
住所	東京都千代田区〇〇
会社名	新技術株式会社
部署	〇部〇課
実務担当者	〇 〇
電話番号	03-〇〇〇〇-XXXX
FAX	03-〇〇〇〇-XXXX
E-Mail アドレス	〇〇〇〇@XXXX

・ 申請書を提出する年月日を記入して下さい。ただし、各地方整備局によって異なる場合があるため、申請書類を提出する窓口にご確認下さい。（施工者希望型による試行申請の場合は発注事務所を通じて窓口にご確認下さい。）

・ 登録した地方整備局等の名称と局長名を記入して下さい。

・ 法人印、公印は、所定の箇所に必ず押印してください。  
・ 複数の会社によって開発された技術の場合は、その内容に対して責任を担う「会社名」及び「代表者名」を記入して下さい。  
・ 施工者希望型で試行を申請する場合は請負者の「会社名」及び「代表者名」を記入して下さい。

・ 登録した地方整備局等の名称を記入して下さい。

・ 技術名称及び NETIS 登録番号は、現在 NETIS に登録されているもの同一のものとして下さい。

・ 申請会社等は、質問、追加資料の要請などへの対応調整等の窓口となる担当者を記入して下さい。  
・ 申請者が複数の場合は、主たる申請会社を記入して下さい。

(2) 試行希望調書 (様式 I-8)

- ・ 試行申請型により試行調査を実施する現場の希望を確認するための書類です。
- ・ 様式 (I-7) 試行申請書に添えて提出してください。

様式 I-8

公共工事等における新技術活用システム  
試行希望調書

技術名称	新技術名称を記入				
会社名	会社名を記入				
記入者氏名	(通常、実務担当者とする)	記入年月日	平成	年	月 日

- ・ 新技術名称、会社名、記入者氏名、記入年月日を記入してください。
- ・ 会社名、記入者氏名については、質問、追加資料の要請などへの対応調整等の窓口となる担当者を記入して下さい。

1. 試行を希望する工事の内容、条件および範囲について伺います。

(1) 主たる評価項目	様式2などに記載して頂いている技術の有用性のうち、試行において特に評価項目としたい内容について記入	
(2) 直轄事業への適用分野 (選択はいつでも) [右記チェックボックスにより選択]	<input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 砂防 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 港湾 <input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 上記で“その他”にチェックされた場合は、該当する「分野」を記入	
(3) 工種・工事の内容	様式2に記載された“分類1”で工事内容が判断出来る場合は“分類1”を記入 判断が困難な(希望を反映出来ない)場合は、具体的な“工事内容”を記入	
(4) 施工現場の条件	申請技術の適用範囲、有効性、評価項目などを考慮し、その条件を記入 ただし、条件の設定に際しては、様式-2の記載内容(適用条件等)と整合を図ること	
(5) 試行規模の範囲	上限値	貴社の費用負担、技術の施工能力、国交省発注における常識的な施工規模、などから勘案した施工数量の上限値
	下限値	試行調査において評価を行うのに必要なデータを取得できる規模、コスト等を考慮した規模などから勘案した施工数量の下限値
(6) 対応可能地域(国交省管轄) (選択はいつでも) [右記チェックボックスにより選択]	<input type="checkbox"/> 北海道開発局 <input type="checkbox"/> 東北地整 <input type="checkbox"/> 関東地整 <input type="checkbox"/> 北陸地整 <input type="checkbox"/> 中部地整 <input type="checkbox"/> 近畿地整 <input type="checkbox"/> 中国地整 <input type="checkbox"/> 四国地整 <input type="checkbox"/> 九州地整 その他(上記に該当しない範囲設定や、選択地域の内に対応出来ない場所)	
(7) その他の条件	上記以外で試行に際しての特筆すべき条件を記入	

- ・ (1)主たる評価項目には、経済性、工程、施工性など、試行においてその優位性を確認したい内容について記入してください。
- ・ (2)直轄工事への適用分野(3)工種・工事の内容には、様式2で記載された工種分類を記入してください。
- ・ (4)施工現場の条件には、適用範囲や現場条件、周辺環境などを記入してください。
- ・ (5)試行規模の範囲には、貴社の費用負担などから試行可能な数量の上限値、下限値を記入してください。
- ・ (6)対応可能地域には、営業、施工可能な地域を選択してください。

2. 上記1. の工事において予想される不具合とその対応について伺います。(予想される不具合を全て記載)

(1) 工事中において予想される不具合とその対応	
① 予想される不具合	申請技術の適用期間中(施工中・調査中・試験中)において発生が考えられる不具合を記入
② 代替手段について	①の不具合により申請技術での施工が困難となった場合、申請技術以外での代替手段を記入
③ やり直しに要する時間	②の代替手段を実施するにあたっての、おおよその時間、日数を記入
④ 社会的影響など	上記の不具合により考えられる影響などを記入
(2) 工事完了後に予想される不具合とその対応	
① 予想される不具合	申請技術の適用期間後(施工後・調査後・試験後)において発生が考えられる不具合を記入
② 代替手段について	①の不具合に対処するために、申請技術以外で考えられる代替手段を記入
③ やり直しに要する時間	②の代替手段を実施するにあたっての、おおよその時間、日数を記入
④ 社会的影響など	上記の不具合により考えられる影響などを記入

- ・ 工事において予想される不具合とその対応方法について簡潔に記入してください。(予想される不具合を全て記載)

3. 上記1(5)試行規模の範囲において、申請技術と従来技術による分割施工の可否について伺います。	
(1) 試行しようとする申請技術と従来技術等とは分割しての施工が可能か [下記ラジオボタンにより選択]	
<input checked="" type="radio"/> 不可・困難・・・下記(2)にその理由を記入	<input type="radio"/> 可能・・・下記(2)に分割施工時の条件を記入
(2) 分割して施工する場合の条件等(または、分割施工出来ない理由)	
分割することによる施工条件や追加して施工しなければならない作業などについて記入	
4. 申請技術を試行する際における貴社の費用負担の考え方について伺います。	
(1) 試行工事における申請者の費用負担(官積額を超える部分)の上限額	
具体的な金額または費用負担の考え方について記入	
(2) 試行調査における申請者の費用負担(申請者で準備する調査機材及び人員調達など)の上限額	
(1)に含まれている場合はその旨を、含まれない場合は(1)同様に記入	
(3) 申請技術に伴い不具合が発生した場合、手直し等に要する費用確保の考え方	
(1)に含まれている場合はその旨を、含まれない場合はその考え方を記入	
5. その他	
(1) 本試行および特許・実用新案の内容について共同研究開発者からの同意。その他、係争に関わる事項について伺います。	
共同研究開発者が申請技術を本調査の記載内容のとおり、試行を希望することについて同意済みである旨を記入 類似技術等の開発者などとの間に係争中または係争が予測される場合は内容を記入	
(2) その他	
その他、試行をするうえで特筆すべき事項について記入	

- 申請技術と申請技術を対比するため、同箇所にて施工する場合があります。同箇所での分割施工の可否やその制約条件について記入してください。

- 試行申請型において、活用に係る費用は、従来技術の標準積算額を上限として申請者の負担となりますので、貴社で負担が可能な金額を記入してください。
- 効果検証等の試行調査に係る費用は、申請者の負担となりますので、貴社で負担が可能な金額を記入してください。

- 本活用および特許・実用新案の内容について、共同開発者からの同意を得ているか記入してください。
- 類似技術等の開発者などとの間に係争中または、係争が予測される場合は内容を記入してください。

## 5. NETIS 登録抹消の申請

### 5.1 必要な申請書類、提出先、及び申請書類の記入方法

既登録技術の NETIS 登録の抹消を申請する書類は、以下のとおりです。

#### ◆NETIS 登録抹消願（様式 I-10）

NETIS 登録の抹消を申請する場合に、提出して頂く書類です。

#### ◆提出先及び部数

NETIS 登録抹消願は、当該技術を登録申請した申請・受付窓口へ提出してください。提出して頂く部数は 1 部で、電子データは不要です。

#### ◆記入方法

以下の記入例を参考に記入して下さい。

様式 I 10

公共工事等における新技術活用システム  
NETIS 登録抹消願

平成 年 月 日

国土交通省  
〇〇地方整備局長 / 北海道開発局長  
〇〇 殿

会社名 新技術株式会社 法人印  
代表者氏名 詳細 活用 公印  
所在地 東京都千代田区〇〇  
電 話 03-〇〇〇〇-××××

「公共工事等における新技術活用システム」における NETIS（新技術情報提供システム）に  
登録済みの下記技術について、登録を抹消されたく申請します。

記

1. 技術名称：NETIS工法  
（商標名）： -

2. NETIS 登録番号：\*\*\*\*\*

3. 理 由： -

4. 問 合 せ 先：氏名 〇〇  
住 所 東京都千代田区〇〇  
会社名 新技術株式会社  
所 属 〇部〇課  
電 話 03-〇〇〇〇-××××

FAX 03-〇〇〇〇-××××

E-mail 〇〇〇〇@shingijyutsu.co.jp

・ この登録抹消願を提出する年月日を記入して下さい。ただし、各地方整備局によって異なる場合があるため、書類を提出する窓口にご確認下さい。

・ この登録抹消願を提出する地方整備局等の名称と局長名を記入して下さい。

・ 法人印、公印は、所定の箇所に必ず押印して下さい。  
・ 会社名及び代表者名には、ふりがなを記入して下さい。  
\* 法人印とは、企業が法人活動を行う際に使用されるものをいいます（例：角印社名を刻したもので認印として用いられる印）。  
\* 公印とは、押印することにより、当該文書が真正であり、かつ効力を有することを承認するためのものをいいます。

・ 登録抹消しようとする新技術の工法名または製品名を正確に記入して下さい。  
・ 技術名称、商標名及び NETIS 登録番号は、当該技術の既登録情報と同一かを確認して下さい。

・ 登録抹消を希望する理由を、明確かつ簡潔に記入して下さい。

・ 問い合わせ先は、質問などへの対応調整等の窓口となる担当者を記入して下さい。（複数の担当が存在する場合はその代表者）

## ■ 申請・相談窓口一覧

建設技術に関する技術提供・提案・各相談等の受付は、当該技術開発者の所在地の地域にある相談窓口（申請者がヒアリングを受けるのに一番近い窓口）において行います。

（※注：複数の窓口での重複申請はできません）

申請・相談窓口一覧 (ホームページアドレス)	住所	TEL
<b>北海道開発局</b>		
事業振興部 技術管理課 <a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/">http://www.hkd.mlit.go.jp/</a>	〒060-8511 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎	011-709-2311 (内線 5652)
<b>東北地方整備局</b>		
東北技術事務所 施工調査・技術活用課 <a href="http://www.thr.mlit.go.jp/tougi/">http://www.thr.mlit.go.jp/tougi/</a>	〒985-0842 宮城県多賀城市桜木 3-6-1	022-365-8211
<b>関東地方整備局</b>		
関東技術事務所 施工調査・技術活用課 <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/">http://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/</a>	〒270-2218 千葉県松戸市五香西 6-12-1	047-389-5127
<b>北陸地方整備局</b>		
北陸技術事務所 施工調査・技術活用課 <a href="http://www.hrr.mlit.go.jp/hokugi/">http://www.hrr.mlit.go.jp/hokugi/</a>	〒950-1101 新潟県新潟市西区山田 2310 番地 5	025-231-1281
<b>中部地方整備局</b>		
中部技術事務所 施工調査・技術活用課 <a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/chugi/">http://www.cbr.mlit.go.jp/chugi/</a>	〒461-0047 愛知県名古屋市東区大幸南 1-1-15	052-723-5701
<b>近畿地方整備局</b>		
近畿技術事務所 新技術活用促進相談室 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/">http://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/</a>	〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町 11-1	072-856-1941
<b>中国地方整備局</b>		
中国技術事務所 施工調査・技術活用課 <a href="http://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/">http://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/</a>	〒736-0082 広島県広島市安芸区船越南 2-8-1	082-822-2340
<b>四国地方整備局</b>		
四国技術事務所 防災・技術課 <a href="http://www.skr.mlit.go.jp/yongi/">http://www.skr.mlit.go.jp/yongi/</a>	〒761-0121 香川県高松市牟礼町牟礼 1545	087-845-3135
<b>九州地方整備局</b>		
九州技術事務所 施工調査・技術活用課 <a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/">http://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/</a>	〒830-8570 福岡県久留米市高野 1-3-1	0942-32-8245
<b>沖縄総合事務局</b>		
開発建設部 技術管理課 <a href="http://www.ogb.go.jp/">http://www.ogb.go.jp/</a>	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁 目 1 番 1 号	098-866-1904

前記申請・相談窓口の他、以下の相談窓口でも新技術活用についてのご相談に応じています。

相談窓口一覧 (ホームページアドレス)	住所	TEL
<b>北海道開発局</b>		
事業振興部 技術管理課 <a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/">http://www.hkd.mlit.go.jp/</a>	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎	011-709-2311 (内線 5652)
<b>東北地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.thr.mlit.go.jp/">http://www.thr.mlit.go.jp/</a>	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9-15	022-225-2171 (内線 3471)
<b>関東地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/">http://www.ktr.mlit.go.jp/</a>	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-1347 (内線 3471)
<b>北陸地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.hrr.mlit.go.jp/">http://www.hrr.mlit.go.jp/</a>	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025-280-8880 (内線 3471)
<b>中部地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/">http://www.cbr.mlit.go.jp/</a>	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8180 (内線 3471)
<b>近畿地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/">http://www.kkr.mlit.go.jp/</a>	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6942-1141 (内線 3482)
<b>中国地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.cgr.mlit.go.jp/">http://www.cgr.mlit.go.jp/</a>	〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9231 (内線 3481)
<b>四国地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.skr.mlit.go.jp/">http://www.skr.mlit.go.jp/</a>	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-851-8061 (内線 3471)
<b>九州地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/">http://www.qsr.mlit.go.jp/</a>	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎	092-471-6331 (内線 3471)
<b>国土交通省 本省</b>		
大臣官房技術調査課 <a href="http://www.mlit.go.jp/">http://www.mlit.go.jp/</a>	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線 22348)
総合政策局 建設施工企画課 <a href="http://www.mlit.go.jp/">http://www.mlit.go.jp/</a>	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線 24954)

港湾技術に関する申請・相談窓口は以下の通りです。

申請・相談窓口一覧 (ホームページアドレス)	住所	TEL
<b>北海道開発局</b>		
事業振興部 技術管理課 <a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/">http://www.hkd.mlit.go.jp/</a>	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎	011-709-2311 (内 線 5652)
<b>東北地方整備局</b>		
仙台港湾空港技術調査事務所 技術開発課 <a href="http://www.pa.thr.mlit.go.jp/sendagicho/">http://www.pa.thr.mlit.go.jp/sendagicho/</a>	〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡 5-1-35 ロイメント仙台	022-791-2113
<b>関東地方整備局</b>		
横浜港湾空港技術調査事務所 調査課 <a href="http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/yokohamagicho/">http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/yokohamagicho/</a>	〒221-0053 神奈川県横浜市神奈川区橋本町 2-1-4	045-461-3895
<b>北陸地方整備局</b>		
新潟港湾空港技術調査事務所 技術開発課 <a href="http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/gicho/">http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/gicho/</a>	〒951-8011 新潟県新潟市中央区入船町 4-3778	025-224-5080
<b>中部地方整備局</b>		
名古屋港湾空港技術調査事務所 技術開発課 <a href="http://www.meigi.pa.cbr.mlit.go.jp/">http://www.meigi.pa.cbr.mlit.go.jp/</a>	〒457-0833 愛知県名古屋市南区東又兵衛町 1-57-3	052-612-9984
<b>近畿地方整備局</b>		
神戸港湾空港技術調査事務所 調査課 <a href="http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/kobegicyo/">http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/kobegicyo/</a>	〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町 7-30	078-331-0058
<b>中国地方整備局</b>		
広島港湾空港技術調査事務所 技術開発課 <a href="http://www.pa.cgr.mlit.go.jp/gicyo/">http://www.pa.cgr.mlit.go.jp/gicyo/</a>	〒730-0029 広島県広島市中区三川町 2-10 愛 媛ビル	082-545-7018
<b>四国地方整備局</b>		
高松港湾空港技術調査事務所 技術開発課 <a href="http://www.pa.skr.mlit.go.jp/tkgityou/">http://www.pa.skr.mlit.go.jp/tkgityou/</a>	〒760-0017 香川県高松市番町 1-6-1 住友生命 高松ビル	087-811-5661
<b>九州地方整備局</b>		
下関港湾空港技術調査事務所 技術開発課 <a href="http://www.gityo.go.jp/">http://www.gityo.go.jp/</a>	〒750-0066 山口県下関市東大和町 2-29-1	0832-68-1250

前記申請・窓口の他、以下の相談窓口でも新技術活用についてのご相談に応じています。

相談窓口一覧 (ホームページアドレス)	住所	TEL
<b>北海道開発局</b>		
事業振興部 技術管理課 <a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/">http://www.hkd.mlit.go.jp/</a>	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌 第一合同庁舎	011-709-2311 (内 線 5652)
<b>東北地方整備局</b>		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.pa.thr.mlit.go.jp/kakyoin/">http://www.pa.thr.mlit.go.jp/kakyoin/</a>	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア	022-716-0004
<b>関東地方整備局</b>		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/">http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/</a>	〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 14F	045-211-7420
<b>北陸地方整備局</b>		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/">http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/</a>	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1号館	025-280-8761
<b>中部地方整備局</b>		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/">http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/</a>	〒460-8517 愛知県名古屋市中区丸の内 2-1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル	052-209-6329
<b>近畿地方整備局</b>		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/">http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/</a>	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎	078-391-3103
<b>中国地方整備局</b>		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kouwan/">http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kouwan/</a>	〒730-0004 広島県広島市中区東白島町 14-15 NTTクレド白島ビル	082-511-3908
<b>四国地方整備局</b>		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.pa.skr.mlit.go.jp/">http://www.pa.skr.mlit.go.jp/</a>	〒760-8554 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-851-8061
<b>九州地方整備局</b>		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.i-port.go.jp/">http://www.i-port.go.jp/</a>	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎	092-418-3380
<b>国土交通省 本省</b>		
大臣官房公共事業調査室	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8258
港湾局 技術企画課 技術監理室	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8682
航空局 飛行場部建設課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8727